

果樹試験場

業者選定理由が記載されていなかったため文書での確認はとれなかったが、担当者より指名業者の一覧から、輸送コスト軽減等のため試験場から地理的に近い業者を選定しており、結果として同じ参加業者となっているとの回答を得た。入札への参加者を地理的な条件のみで指名を行うことの経済的合理性については常に検討の必要がある。輸送コストの軽減についてはあくまで業者サイトの問題であり、試験場サイトで勘案すべき事項ではなく、それをもってして入札への参加業者が過去2年間に比べて全く同一であることの合理的な理由とは考えられない。また、指名競争入札における入札者数については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
第135条第1項
契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

今後はコスト削減といった観点から、新規業者の指名についても検討すべきであろう。

ii 入札に係る落札率について (意見)

過去2年間における同委託業務の落札業者はいずれも同じ業者となっており、落札率は以下のとおりであった。

入札日	契約金額(税込)	予定価格(税込)	落札率(%)
H21.11.17	1,543,500円	1,545,667円	99.86%
H21.7.14	1,594,000円	1,598,016円	97.25%
H20.11.18	1,501,500円	1,511,987円	99.31%
H20.7.17	1,594,000円	1,625,386円	98.61%

落札率は結果として、高い数値となっており、落札業者が全て同一であったという事実を含めて考えると、十分な競争性や経済性が確保されていたかという点について、疑念を生じさせる可能性は否定できない。競争性や経済性が十分に確保されているか否か、検討しておくことが望まれる。

② 長期継続契約を検討する余地があると思われる委託契約について (意見)

以下の表に記載した委託契約については、代替する業者が存在しないという理由から、見積書を契約先1者から徴収しているのみであり、見積合わせは行われていなかった(単独随意契約)。

果樹試験場

委託業務	単独随意契約の理由	19年度 契約金額	20年度 契約金額	21年度 契約金額
冷暖房設備 保守点検業務	当場に合わせた設計してあるため、同社の県内唯一の指定店でなければ、保守・修繕ともできない。	504,000円	504,000円	504,000円
排水中和施設 維持管理業務	当該設備の設置業者であり、当場用に調整がされ、他業者では保守できない。	137,550円	137,550円	137,550円

表中の委託契約において、見積合わせを省略したことについては見積合せの省略ができる例を示した次の規定を根拠としている。

「山梨県財務規則」
第137条第3項及び同運用通知第137条関係4-ア
一個人又は一会社の専有する物品を購入すること。

上記の規定に照らして、単独随意契約としたことについて一定の合理性は認められるものと判断するが、随意契約は特定の者と契約を締結する方法であるため、特定業者との癒着等の危険性が高い。そのためその契約金額が妥当かどうかについては常に検討し、適正な運用に努める必要があると考える。

さらに、上記2つの契約については、年度ごとの単年度契約となっているが、業務内容から見て特定業者とのみ締結が可能であるといった性質をもった業務委託契約については、事務コストを削減するといった観点から長期継続契約とすることを協議する余地もあるのではないかと判断される。

③ 随意契約において見積合せを行う業者数について (意見)

随意契約における見積書の徴収については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
第137条第3項
契約担当者は、随意契約によるうるときは、見積書を徴さなければならぬ。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が10万円以上るときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

果樹試験場

当試験場における随意契約の内、見積合せを必要とする委託業務契約で、継続して契約しているものは以下のとおりである。

委託内容	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
清掃業務	3 社(契約 A 社)	3 社(契約 A 社)	3 社(契約 A 社)
旧果樹試験場跡地除草	2 社(契約 B 社)	2 社(契約 B 社)	—
残留農薬分析委託	3 社(契約 C 社)	3 社(契約 C 社)	3 社(契約 C 社)
場内植栽剪定	2 社(契約 D 社)	2 社(契約 D 社)	—

ここ 3 年間の推移を見ると、見積合せを行う業者数に変動がなく、かつ最終的に契約を締結する業者についても毎期同じ業者となっている。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまうといった事情もあると思われるが、他の業者では実施できないのかどうか継続的に検討し、見積合せの参加業者数の拡大を図ることが、結果として委託金額の低減によるコスト削減にもつながり、対外的な信頼性及び経済的効率性の両面から必要であると考ええる。

④ 契約において書面の記載に問題があると思われるものについて(意見)

平成 21 年度の随意契約(清掃委託)において、以下のような契約の存在を発見した。

支出負担行為の書起案日	平成 21 年 4 月 1 日
見積書上見積日	平成 21 年 4 月 1 日 (3 社とも同日)
業務委託契約日	平成 21 年 4 月 1 日

さらに平成 20 年度の内内容の随意契約を確認したところ以下のとおりであった。

支出負担行為の書起案日	平成 20 年 4 月 1 日
見積書上見積日	平成 20 年 4 月 1 日 (3 社とも同日)
業務委託契約日	平成 20 年 4 月 1 日

上記の 2 つの契約はいずれも起案日、見積日、契約日が同一となっている。担当者によると全庁的な予算執行上の問題として、年度最初からの契約については同一日となってしまうとの説明を得た。しかし一般的に考えると、見積合せ参加業者の選定や、予定価格の算定、見積金額の検証等の内部作業の存在を勘案すると、起案から契約までが同日に行われることは書面上とはいえ極めて不自然である。また、年度開始前の契約準備行為については以下の通知が存在する。

果樹試験場

「山梨県平成 12 年 3 月 14 日出管第 3-16 号管理課長通知 年度開始前の契約準備行為について(通知)」

毎年度継続的に行う経費で、庁舎警備、庁舎清掃、車両運行等会計年度開始後直ちに給付を受ける必要がある契約については、年度開始前に契約準備行為として入札の執行、見積合わせのための見積書の徴収を行うことができる(以下略)

「会計年度開始後直ちに」という文言の解釈にもよるが、本清掃契約が会計年度開始後直ちに給付を受ける必要のあるものであるとするならば、見積書上の見積日については、書面上からその契約の正当性について疑念を生じさせることのないよう、事実上即した表示とすることが当然に望ましいと考ええる。

(6) 物品・固定資産管理

① 主要備品原簿の記載漏れについて(指摘事項)

果樹試験場においては、主要備品原簿、備品原簿の作成が行われている。主要備品原簿については、以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」 第 156 条	課長及びかい長は、車輛又は所得価額一件百万円以上の備品を取得したときは、主要備品原簿を作成しなければならない。
----------------------	---

しかし、主要備品原簿を確認したところ、平成 21 年 11 月購入の下記備品が対象備品にもかかわらず主要備品原簿に記載がなかった。

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
9002878	5-99-03	温度勾配恒温器	1	H21. 11. 30	1, 260, 000	虫害実験室

原因としては、物品管理システムに入力するさい主要備品の欄へのチェックが抜けていたためとの説明を受けた。主要備品は、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックの特殊な管理を要する物品の取扱手続として「主要備品については、主要備品台帳に基づき、通常の備品よりも一層の厳正な管理を行うこと」とされているので、当該備品を主要備品原簿に記載するともに厳正な管理を行うことが必要である。

また、主要備品台帳から抜けてしまうのは、内部統制システムに不備があるものと思料される。

今後は、当該物品管理システムにおいて、例えば、100 万円以上の備品のチェッ

果樹試験場

果樹試験場

ク欄の抜れのさい「エラーメッセージ」が流れる等システムの対応を行うことも必要と考える。

② 物品の棄却について（指摘事項）

果樹試験場に保存されている備品一覧表より一部を抽出して現物確認を行ったところ、下記の備品が既に廃棄されていた。

物品番号	分類番号	品名・規格品質	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
40147451	2-1-1	1-1の1リットル	1	H10.3.17	記載なし	総務課 1
40147453	2-3-2	テレビ	1	記載なし	記載なし	場長室 1
92005409	2-1-1	ビデオデッキ NV-HIT	1	H5.3.26	48,400 円	場長室 1

担当者より説明をうけたところ、新規の備品を購入したときの既存の備品の棄却処理、例えば、購入業者に処分を依頼する等のさい、「物品棄却調書」を物品出納員に提出し、決済ののうち管理帳簿より棄却の処理をするが、その「物品棄却調書」の作成が遅れているため、備品原簿に記載されたままといったことが考えられるという。

備品の現物確認について、以下のとおり規定されている。

<p>「山梨県財務規則」 第 151 条関係通知</p> <p>備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びびかん長は毎年 7 月 31 日を基準日として別に示す方法により帳簿に登載されているものと現物を照合し、9 月 30 日までに本庁においては出納局管理課長の職にある物品出納員、かんにおいて物品出納員等に報告すること。</p>
--

しかし、現物確認した一覧表の原簿が保存されていないため、実地の棚卸調査がどこまで適正に処理されていたかは確認できなかった。
このように、毎年精査しているにもかかわらず棚卸に差異が生じているのは問題であり、今後、現物確認の原簿を保存するとともに適正な管理を行うことが必要である。

③ 備品表示番号の貼付について（指摘事項）

果樹試験場の備品原簿には、計数管理物品を除くすべての物品に対し管理番号が付されている。山梨県物品管理・調達事務ガイドブックによると備品の管理方

法は「管理番号の付番」「備品の表示」「備品の棚卸し」とし、備品の表示に「物品管理システムから備品表示シールを打出し各備品に貼付すること。」とされている。そこで、備品の現物確認したところ、表示シールが貼付されていない備品が見受けられた。このことは、備品の現物確認においても備品の特定に時間がかかり支障をきたすことになると思料される。

担当者の説明によると、その物品管理システムの導入が平成 11 年なので、導入以前の購入物品について貼付を忘れているものもあるという。備品表示シールは、備品とその使用場所を特定し、帳簿と現物との突き及び管理をするためのもので、今後、備品の現物調査のさい表示シールが不貼付の備品に貼付するとともに、備品の購入のさい備品表示シールの適正に貼付することが必要である。

④ 備品購入の落札率について（意見）

随意契約について、以下のとおり規定されている。

<p>「山梨県財務規則」 第 137 条関係通知</p> <p>3 随意契約における予定価格は、業者が算定した見積書と対査することにより、契約しようとする価格が適正かどうか検討する基準であり原則として予定価格調書の作成を要するが・・・以下略</p>
--

下記の備品は、購入にあたり規定に従い予定価格調書を作成しているがその落札率は以下の通りである。

落札率一覧	(税込：円)			
物件名称	契約金額	予定価格	落札率(%)	落札業者
光子・放射熱測定装置	792,680	792,680	100.00	A社
パラフィン切片作成機器	738,360	738,360	100.00	A社
微分干渉顕微鏡	1,050,000	1,050,000	100.00	B社
分光測色計	1,557,150	1,557,974	99.94	A社

結果として、落札率は高い数値となっており、また、購入備品のうち 3 物件について同一の落札業者（A社）であったという事実を含めて考えると、十分な競争性や経済性が確保されていたかという点について、疑念を生じさせる可能性は否定できない。したがって、競争性や経済性が十分に確保されているか否か、検討しておくことが必要と思われる。

⑤ 農薬の管理について（意見）

果樹試験場においては、薬品としてICボルドーやベンレート水和剤等、また、劇物としてモスヒロン水溶液等を保管している。薬品の管理状況について農薬庫を視察した。

果樹試験場の農薬の在庫については、農薬庫における農薬管理簿にて、前月の在庫量、当月の使用・購入状況により現在の在庫量を管理している。いわゆる、受払簿である。しかし、この農薬管理簿は、コンピュータ内に保存されているのみで用紙での帳票は出力されていない。表計算ソフトにより計算していることから、過去の一括修正が可能と想定されるので帳票を出力し書面で保存することが望ましい。

また、随時現物との実地の棚卸調査を行っていることだが、農薬管理簿との照合のみで棚卸調査をした結果としての資料は保存されていない。農薬庫では劇物を保管しており、取り扱っている農薬の中には危険性の高い薬品等も含まれていると想定される。農薬管理簿（受払簿）と実在庫との差異を分析することは、資産管理の面だけではなく、事故を未然に防ぐ意味からも必要とされるので、状況確認の報告書として実地棚卸の資料を保存し、内部牽制のもとに農薬を管理することが必要である。

⑥ ガソリン・軽油及び重油の購入について（意見）

果樹試験場内の平成21年度のガソリン及び軽油の購入については、見積り合わせによる随意契約により1リットル当たりそれぞれ105円及び98円にて当初執行されたが、その後の単価変更は以下の通りである。また、重油の購入については、指名競争入札により1リットル当たり53円にて当初執行され、同様にその後の単価変更は以下の通りである。

ガソリン						(円)
変更日	4/1	5/1	6/11	7/19	9/1	10/1
単価	105	111	114	117	120	122
軽油						(円)
変更日	4/1	5/1	8/1	10/1	3/1	
単価	93	94	97	98	102	
重油						(円)
変更日	4/1	7/15	9/16	2/1		
単価	53	59	62	65		

各契約書の第6条によると「・・・市場価格の著しい変動があった場合、協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。」と記載されており、随時に単価の変更が行われている。単価変更のタイミングについては、「市場価格の著しい変動」により行われるが、著しい変動の程度は特に決まっているわけではなく、相互の申し入れによっている。石油関連の市況が、値上げの場合には納入先からの申し入れにより、値下げの場合には果樹試験場からの申し入れにより行われている状況にある。納入先からの申し入れの場合、当該申し入れ価格を参考に本庁のポータルサイトに掲載される果本庁の単価、市場価格等を参考に変更すべきか否か、変更後の単価を相互に話し合いの上果樹試験場独自に決定している。

平成21年度の状況をみると、ガソリンでは当初単価は105円であり本庁の106円に対し低い価格で契約しているが、その後の単価変更では、タイミングは本庁と同日でありかつ価格も同額になっている。また、重油については指名競争入札により業者を選定しているが、当初単価によってのみ選定し、単価変更のたびごとに指名競争入札を行っているわけではないことから、実質的に当初の契約以外に変更のたびごとに随意契約が行われている状態である

以上のように、業者の選定は当初の価格設定時のみで、その後の価格の変更に正規の基準はなく業者の申し入れ等により変更されているので、入札時の価格のみを低く提示し、落札後は一般価格でといった取引となっていないかという懸念が生じる。

物価変動する市場性の高い物品であり価格改定を伴うものであるから、価格改定時においても客観性を高める方法を採用することが管理上望ましいと思われる。

⑦ 旅費について（意見）

旅費については実費精算が求められるところであるが、果樹試験場内において、東京まで電車での旅費に職員により差異がでていた。これは、自らの割引回数券を使用することを申請しているか否かによるものであるということである。それにより、竜王・甲府より乗車し、かつ割引回数券を持参している職員は往復5,600円の申請に対し、他の職員は乗車券及び特急券の実費支給となるので、約3,000円近くの差が生じることになる。

実際のところ割引回数券を取得するとなると、職務中に各職員が購入に出かけることになり、費用対効果から見ても経済的とは考えにくい。旅費は実費弁償が原則であるが、割引回数券は広く一般に普及しているものであり、例えば、切手等と同様に果樹試験場としてある程度の割引回数券の在庫を持ち、受け払いにより管理し、現物を支給することも一案と思われる。割引回数券を現物管理するための事務負担コストと使用期限による失効というリスクもあるが、現物支給は民間企業でも採用している事項なので、旅費の軽減策として検討が望まれる。

果樹試験場

畜産試験場

⑧ ワインの受払管理について(意見)

生産物販売用のボトルワインについては製品別月別の受払管理が行われているが、試験研究用のボトルワインについては酒税法に基づく税務署の指導により保管場所別の在庫管理は行われているが、製品別の受払管理までは行われていない。生産物販売用のボトルワインは課税対象であることから厳格な管理を要請され、試験研究用のボトルワインは非課税対象であることからこのような管理は行われていない。しかし、ボトルワインが置かれている棚の中では試験研究用のボトルワインについても年代別管理番号別に区分されているのであるから、帳簿上の在庫の管理も同様に行うべきものと思われる。また、ワインの未使用空ボトルについては、在庫数量の管理及び受払管理とも行われていないが、これらについても同様に行うべきである。

9. 畜産試験場

(1) 試験研究課題

① 試験研究課題ごとの原価計算について

県民から徴収した税金が、各試験研究課題に適切に配分され、有効な使われ方をされているかどうかを判定するための試験研究課題ごとの原価管理については、県民への説明責任の観点からも、適切に実施すべき事項であると考えられる。

1. 試験研究課題ごとの原価計算の実施について(意見)

現在、畜産試験場においては、各研究員が以下のような「事業ごと」の支出金額を把握している。

- ＜参考＞事業の種類(平成21年度)
- ・系統隊の維持と系統隊の組合せ検定
- ・高品質肉用鶏の特性と増殖
- ・シヤモの維持と増殖
- ・飼料作物優良品種選定普及促進事業
- ・新銘柄地鶏開発
- ・新銘柄地鶏開発

飼料の集計、消耗品については、改良増殖と試験研究とで共通のため、いずれか一方で集計されている。

そして各事業における予算執行の結果である予算執行状況表は、あくまでも予算科目(事項)毎に作成されているため、ほとんど課題(大課題・小課題とも)とは対応していない。

よって、試験研究課題ごとの原価管理が行われておらず、試験研究課題間で予算が余っている課題からそうでない課題への流用を行った上で、事業全体として予算執行結果がゼロとなるようにしている。

試験研究課題ごとに、かかった経費が予算を上回っていないかどうか、課題ごとの支出負担行為同を集計することによって確認する必要がある。それは試験研究課題ごとの直接経費の集計一覧表を作成することによって、容易に行うことが可能となる。

したがって、試験研究課題ごとに直接経費の集計一覧表の日常的な作成・更新を実施することが望まれる。

ii. 試験研究課題ごとの時間管理の実施について(意見)

試験研究課題の原価として把握すべき費用には、いわゆる物件費としての直接経費だけでなく、直接人件費、すなわち試験研究課題に従事した時間ごとに計算された研究員の給与等も集計対象に含める必要がある。

現在、試験研究課題ごとの勤務時間集計がされておらず、時間管理が実施されていない。各試験研究課題に主任はいるものの、研究員が時間のやり繰りしながら、現場の仕事のみならず研究を実施している状況にある。確かに、各研究員が1つの作業でいくつもの研究課題に関わっている現状からして、時間管理は大変難しい面があるものの、試験研究課題ごとの時間管理を行い、何かしらかの共通経費の配賦基準を設けた上で、各試験研究課題への人件費の配賦を実施可能とする体制を構築することが望まれる。

② 試験研究課題の評価について

ⅰ. 適切な評価の実施について（意見）

畜産試験場では、改良増殖と試験研究のうち、試験研究の評価のみ、年2回8月と2月に評価委員3名で実施している。

8月に実施するが、調査・研究課題の選定時に、研究の背景・ニーズ、研究目的・目標の明確性・妥当性、研究目的・目標達成の可能性等を踏まえ、調査・研究に着手することの適切性・妥当性について行う評価としての「事前評価」であり、2月に実施するものが、5年以上の期間におたる調査・研究課題について、一定期間を経過した時点で、進捗状況や社会的諸情勢の変化などの観点から、当該調査・研究の継続及び見直しについて行う評価としての「中間評価」、ないしは、調査・研究終了後、研究目的・目標の達成度や成果の妥当性などについて行う評価としての「事後評価」である。

畜産試験場では、ほとんどの研究課題の期間が3年のため、あまり「中間評価」は行っていない。

「事前評価」では、各課題の内容や方法論、ボリューム等について意見が出され、「事後評価」で5段階評価（5:非常に優れている。4:優れている。3:良好・適切である。2:やや劣っている。1:劣っている。）で実施され、平均点は4点前後となっている。ただし、ほとんどの点数が4点ないしは3点に偏っており、過去に3点未満の研究が1件あった程度で、2点以下の採点がなされている研究課題、評価項目はほとんど見られない。

以上の点より、5段階評価を前提とする課題評価が、実質的に3点～5点の3段階評価となっていないのではないかとという疑問があるところであるが、確認したところ、1皮0%の評価については事前評価でその後の評価の対象外とされてしまうこととであり、今回の確認結果は、その点を反映した結果であるものと判断される。

今後は、現在の評価基準が、評価結果を限られた研究資源の効率的な配分に役立てるという、課題評価の実施目的を達成しうるものであるかどうかを再度検討することが望まれる。

また、評価結果の多くは研究の内容面での評価であり、各試験研究課題に配分された予算が有効な使われ方をされているかどうかといった金額面での評価は、重点研究分についてはなされているものの、一般研究分については不十分であると思われる。

ⅱ. 研究評価の人事評価への反映について（意見）

各試験研究課題に対する評価結果が人事評価に反映されておらず、研究員のモチベーションの低下が生じやすい状況となっている。

一般的に、研究成果については、他県がすでに実施したことを倣って実施すると高い評価を得やすく、逆に革新的な研究に取り組んで失敗した場合に低い評価となると高い問題点がある。

研究成果の取り方について、たとえば業績表彰制度といった「アクトカム」のみで評価されてしまうと、なかなか革新的な研究に取り組む意欲が起きず、モチベーションが低下することとなるため、「アクトカム」ではなく、「アクトプラット」：目に見える成果物ではなく、何をどれだけ稼働をかけて行ったかという研究活動そのものを測定・評価」を評価することにより、研究員のモチベーションの低下を防ぐ取り組みを行うことが望まれる。

(2) 人事制度

① 職員等の人事評価制度について

ⅰ. 職員の個人面接記録について（意見）

職員の評価は、場長と次長の2名が実施しており、次長については場長および本庁の方で評価され、場長は本庁で評価されている。

正規職員の人事面談は、年2回実施され、12月分については事前に被面接者に「私の希望と意見」を作成し提出させて、面談時に面談の結果を「個人面接記録」に記載して保管している。

平成22年4月実施分の個人面接記録を閲覧したところ、面接項目と内容、指導・助言および総合所見が記録される様式であるが、1ページ目の指導・助言欄が未記入でありかつ2ページ目については全般的に記載が無かった。また、実施日についても一部記載されていない用紙があった。平成21年度の記録について閲覧したところ、年2回の個人面接記録の5月分と12月分があった。これは人事課から参考として提示されたものではあるが、面接者の記入欄のほとんどについて記載がされていないかった。

平成21年度に関しては適切な個人面接が行われなかったか、あるいは行われていたとしても全員分の記録はあったが記載が完全に残っていないかった。このような状況から制度運用が適切に行われていないように思われる。なお、その理由については昨年度の面談者が既に人事異動しており確認できなかった。

以上のとおり、個人面接記録の欠落、面談者が記載すべき箇所の記載漏れ、職員が記載すべき箇所の記載漏れがあり、適切な面談が実施されたという書類が保管されていないことが、今後は適切に記載し、管理保管すべきである。

ⅱ. 臨時職員の個人面接について（意見）

畜産試験場が独自に行っている「所属長と臨時職員との個人面接の実施について」によれば、臨時職員の個人面接は、「面接実施時期が臨時職員の期間更新を受ける月の前月および雇用中断となる月の初旬」となっているが、実際には更新時期と12月の年2回実施しているとの説明であった。

また、この取り組みによると、臨時職員の面接時に、次長は臨時職員からは人事関連資料を、担当リーダー及び現場担当技能職員からは意見書を受領しておくことになっているが、各様式の何れも記入すべき箇所の大部分が未記入になっており、適切に資料を作成してそれをもとに面談したようには見えなかった。

畜産試験場では臨時職員に対する積極的な人事評価を行っていることは高く評価でき、より正確な運用を心がけたい。

畜産試験場

畜産試験場

iii. 職員の人事評価について (意見)

臨時職員については個人面談記録を作成して終了となるが、正規職員については、管理職以外の一般職員は一般職員人材育成制度の試行を行っている。
業績評価については、評価期間のはじめに、チャレンジ目標と担当業務内容を設定し、9月又は10月頃に中間フォローを行ったうえで、1月1日を基準日として実施している。また、能力評価については、職務遂行の過程で顕れた行動を、あらかじめ掲げた職員がとるべき行動と比較することにより、職務に取り組むプロセスを評価するものであり、11月1日を基準日として実施している。
評価者は業績評価、能力評価ともに、第1次評価者は次長、第2次評価者は所長である。

— 正規職員評価の流れ —

1	被評価者は、評価対象期間が始まる4月頃にチャレンジ目標設定シートに、解決すべき課題や達成計画・基準、等及び各課題のウエイトを記入する。
2	同様に、担当業務設定シートに、業務名、業務内容とウエイトを記入して、両シート提出する。
3	6月頃に次長が面談を実施して、第1次評価者である次長がウエイトを記入して、被評価者が作成したウエイトと調整して合意ウエイトを記入する。
4	9月乃至10月頃に中間フォローを実施する。
5	11月1日を基準日として能力評価を実施する。被評価者及び評価者は、職種区分ごとに設定された能力評価シートに示された評価項目ごとに5段階で評価を行う。
6	第1次評価者は、各職員の職務行動記録に基づき、能力評価を行う。
7	第1次評価者は、人材育成システムで評価結果を第2次評価者に送付する。
8	第2次評価者による最終評価を12月中旬に総務部長に送付する。
9	1月1日を基準日として業績評価を実施する。被評価者及び評価者が各項目についてコメントおよび総合コメント、総合コメントを記入し、評価の合意を確認し未合意の場合は理由を記入する。
10	第1次評価者は人材育成システムで評価結果を第2次評価者に送付する。
11	第1次評価者は、被評価者から提出されたチャレンジ目標ふりかえりシートと担当業務ふりかえりシートのコピーと業績評価シートを第2次評価者に提出する。
12	第2次評価者が評価して最終の評価書を2月中旬に総務部長に送付する
13	評価結果を、個別面談を通じてフォローアップを行う。

職員の人事異動のインテナーバル傾向は、場長、次長は1年から3年、畜産研究員も研究の継続途中に在る者を除いては比較的短く、技能労働職の者はかなり長いものが多い。技能労働職から他の職場への異動は非常に例外的である。技能労働職は、最初から試験場に入職している人が多い。

職場の人数が少ないこと、また、上司の勤務年数が少なく直ぐ異動してしまうことによる職員との意思疎通が少ないことから、職場や人間関係に対する不満、健康状態の不安を訴える意見等も見受けられる。職員のモラール・モチベーションの低下を招かないよう、人事評価制度や人事異動を適切に行っていくとともに、職員に対するメンタルケアの必要性があると感じられる。

② 臨時職員の年次有給休暇時間休の管理状況について (指摘事項)

臨時職員の年次有給休暇時間単位請求簿 (以下、請求簿) は、職員の個人別に作成されており、請求簿の書式は決定・印、受理年月日、届出年月日、休暇を請求する時間として届出時間、確定時間、および申請者の氏名・印の欄から構成されている。

請求簿の記載状況を確認すると、受理年月日と届出年月日の時間関係が適切でないものがあつた。そもそもこの書式の届出年月日の意味することが理解されておらず、第三者が請求簿を閲覧した場合に、実際に届出をした日付か、休暇を請求する時間の日付かが断定出来ない表になっている。このため実際に使用している職員にも混乱があると思われ、ある時は受理年月日が早く、ある時は届出年月日が早いと言うように請求簿の記載方法が錯綜していた。

仮に、請求簿の届出年月日が実際に届出をした日付であるなら、その日より受理年月日が早いのは不自然である。また、届出年月日が休暇請求する日を意味しているなら、届出の日付がどこにも記載されておらず、届出年月日の日付より受理年月日が遅い場合は、実際に休暇 (時間単位) をとった後で受理承認している訳であり、無届休暇を事後承認することがしばしば行われていることになる。

任意に請求簿を閲覧したものである中では、届出年月日が平成22年4月5日になっているのに対して受理年月日が4月14日となっているものが見つかった。このような状況から年次有給休暇時間単位請求の管理が適切に行われているとは言いがたいと思われる。

③ 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について (意見)

果が外国人留学生 (フラジール人) を受け入れており、留学生の希望により試験場で数ヶ月間の実習を受け入れている。畜産試験場の研究者を民間派遣するような研修制度、大学院等へ派遣する制度また研究職が海外に留学したり国内留学する制度などと類似の

制度はあるが、具体的な運用事例は多くない。

人事交流制度が適切に構築されていないため、他の職場での効率的な動きや考え方に接する機会が殆どなく、研究者間の同じ分野での人事交流がないため意見交換、情報交換の機会が制約されてしまう状況下にある。組織上異動が少ない場合には、一般的に組織の活性化、新陳代謝が行われにくい状況にあることが多いので注意を要する。具体的には、現在ある国内留学や民間派遣研修制度、外部からの受け入れ制度を、体系的、組織的に見直して戦略的な人事交流制度を構築することによって、組織の活性化や新陳代謝の効果が出るように運営していくことが望ましい。

人事交流制度は、具全体で考えることも良いが、必ずしも全体で統一する必要は無く、それぞれの試験研究機関の観点で検討し人事交流を促進する制度にすることがより現場の状況に適合する交流を生み出す可能性が高まるものと考えられる。

④ 任期付研究員等外部人材の活用について (意見)

任期付研究員等の外部人材の活用は、客員研究員1名を除き、これまで行ってきたいない。今後は外部環境で育った専門家の血を入れると言う意味で、活用することを検討すべきと思われる。任期付の契約であり、研究期間の終了とともに退職するため、人事上の体系に与える影響は少ない。また、外部との交流を日常的に図ることにより、民間の研究や大学の研究者などの長所の取り入れや人脈の構築を図り、畜産試験場の活性化に繋がると思われる。

一方において、任期付研究員の能力を見極めることは容易ではないとの考えもあり、客員研究員制度の方が効果的との考え方もある。この点においては、いずれの形態をとるべきか充分にその長所と短所を検討しよりよい方法を採用することによって外部人材の活用を図ることが望ましい。

⑤ 年次有給休暇について (意見)

畜産試験場における臨時職員の給与体系によると、「賞金」は、就労日数に日額をかけて計算されている。その就労日数は、「出勤表」より転記された「就労状況調書」によって数えられているが「就労状況調書」に記載されている休暇と「年次有給休暇請求簿」に記載されている内容に一部差異が見られる。

年次有給休暇は、臨時職員が「年次有給休暇請求簿」に休暇申請を記載し、受理されたのち「出勤表」に転記される。この「出勤表」をもとに「就労状況調書」が作成されているので、一連の転記が正確に行われていれば「就労状況調書」に記載されている年次有給休暇は「年次有給休暇請求簿」と一致するはずである。

しかし、I氏の「年次有給休暇請求簿」によると、平成21年4月20日を休暇と申請しているが、保存されている「出勤表」の4月20日に「年休」の文字はなく出勤扱いになっており、さらに、「就労状況調書」には、4月20日ではなく4月21日に年次有

給休暇を示す「年」の文字が記載されている。保存されている「出勤表」が最終の書類ではないかもしれないということであるが、このような齟齬が生じていることから、就労日数を計算するにあたって内部牽制が働いているか疑問である。

また、「年次有給休暇請求簿」には、取得している年間累計の有給休暇日数の記載がないので、有給休暇の超過の恐れを防止するため、現在の有給休暇の取得日数を記載する欄を設ける等適正化すべきである。

結果として、本件の年次有給休暇は給与計算に影響を及ぼさなかったが、上記のとおり齟齬が生じているので、管理体制を整えることが必要である。

(3) 会計

① 生産物売却収入(豚)の払下げ単価の決定について (意見)

畜産試験場では家畜家さんの改良繁殖を図り、畜産を振興するため、「山梨県種畜種きん払下げ規程」(昭和29年7月22日、山梨県告示第三百六十一号)に基づき種畜、種きん、種卵、人工受精用精液等の払下げを行っている。豚の精液については、山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程(昭和56年3月31日、山梨県告示第百七十四号)の別表において一回分につき3,150円と規定されている。その他の生産物については、上記「山梨県種畜種きん払下げ規程」に基づき払下げの申請を受けた場長等が価格等を決定し申請者に通知することとなっている。豚については、毎年度当初に各生産物の払下げ単価を決定し、畜産試験場内での決裁を得ている。また、鶏については、払下げの都度払下げ価格を決定しているが、相場のある鶏卵等を除き払下げ価格(注)を年度を通して定額を適用している。

豚・鶏ともに相場のある生産物を除き、各生産物に応じて直接的な原価を構築すること等により払下げ単価を(注)毎年度継続的な積算方法で決定しているが、明確な払下げ価格決定のルールを規定しているわけではない。払下げされている生産物は毎年度ほぼ同じものであること、及び試験研究の結果得られた成果を広く県民に普及することも必要であることから、払下げ価格決定の客観的なルールを規程等によりあらかじめ明確にしておくことが必要と思われる。

② 肉豚用子豚払い下げ単価の算出について (意見)

畜産試験場では肉豚用子豚の払下げを行っており、次の算式にしたがって払い下げ単価を算出している。

<肉豚用子豚払い下げ単価の算式>
母豚の経費(母豚の払い下げ単価×母豚の飼費) / 母豚1頭あたりの産子数×子豚飼料費=子豚経費(肉豚用子豚払い下げ単価)

畜産試験場

当該計算式において適用する「母豚1頭あたりの産子数」は6産×7頭＝42頭であるが、実際の売却対象としている子豚は半分の21頭（残21頭は親豚又は試験研究用）であるため、21頭を分母として母豚1頭あたりの子豚生産原価を算出している。実際に生産される子豚は42頭であることから、本来の子豚生産原価は産子数42頭を基準として算出すべきである。売却対象子豚数21頭を基準として算出した平成21年度の肉豚用子豚払い下げ単価は、3元肉豚で19,500円/頭とされているが、この算式による産子数42頭を基準として計算すると、13,500円/頭となる。但し、社団法人全国養豚協会ホームページの子豚・種豚市場情報に掲載されている平成21年4月における子豚（一般）の平均売却価格は、全農茨城県本部家畜市場（茨城県）で17,018～18,966円/頭、八街子豚市場（千葉県）で16,801～22,375円/頭となっている。当該価格に照らして検討すると産子数42頭を基準として計算した13,500円/頭は低額であり、むしろ現状の売却対象子豚数21頭を基準として計算した19,500円/頭という価格が適当であると思料される。したがって、市場価格等を参考としながら、生産原価の算出過程を再度見直し、理論的に精緻な計算式を求め直すことが必要と思われる。

③ 臨時職員の給与計算について（意見）

畜産試験場での正規職員の人工費は、本庁で予算計上されるため、畜産試験場内での処理は各種「手当」及び各人別の「控除」のみを入力となる。一方、臨時職員については年末調整に至るまで一貫して畜産試験場内で処理されているがその状況は以下のとおりである。

項目	参照書類	対処法	システム対応
変動項目 「就労日数」 「時間外手当」 「宿直回数」	勤務状況調査書	日数及び回数を入力	自動計算
社会保険料 「厚生年金保険料」 「健康保険料」	社会保険料率表	表を照合	金額を手入力
雇用保険料			自動計算
源泉所得税	源泉徴収税額表	表を照合	金額を手入力
給与支給明細書		転記	自動転記

畜産試験場

項目	参照書類	対処法	システム対応
年末調整			
源泉徴収簿	例月賃金内訳書	転記	手入力
年末調整			
「給与所得控除後の給与等」	給与所得控除後の給与等の金額の表	表を照合	手入力
「保険料の控除額」	保険料控除等申請書	控除額を転記	手入力
「扶養控除の額」	扶養控除申告書	控除額を計算	手入力
「算出年税額」	税額表	税額を計算	手入力
源泉徴収票	源泉徴収簿	転記	手書き

通常、市販の給与システムでも給与計算、年末調整はもとより、源泉徴収簿、源泉徴収票及び法定調査書の資料も出力され「手入力」「手書き」の領域は少ない。畜産試験場の内部での管理はもとより、地域県民センターの財務審査官及び会計スタッフもこの給与計算、年末調整等をチェックしていることだが、手計算による集計業務は、転記ミス、照合の見間違い及び計算ミスの恐れがあり、給与計算から年末調整及び源泉徴収票の作成に至るまで間違いの起こる可能性は否定できない。そして、何より効率性の点から不合理といえる。畜産試験場での給与計算は10数名だが、県下での同様な処理は相当数にのぼると思われるので、給与計算システムを導入する等しかるべき改善が必要である。

(4) 契約

① 予定価額の積算について（指摘事項）

委託内容：汚水処理施設の維持管理業務
委託者名：K社
契約種別：随時契約
委託金額：939,960円（年額）

平成18年度から平成21年度の随時契約において、3社の参加業者による見積書より採用決定しているが、落札状況は以下のとおりである。

予定価格及び落札率	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)	落札業者
平成18年度	945,000	939,960	99.47	K社
平成19年度	945,000	939,960	99.47	K社
平成20年度	939,960	939,960	100.00	K社
平成21年度	939,960	939,960	100.00	K社

予定価格調書を見ると、平成 18、19 年度は積算価格に 2 パーセントの直引きを計上のうえ予定価格としているが、平成 20、21 年度は、K 社の平成 19 年度採用時の見積価格と、積算内訳に至るまでまったく同額の金額を予定価格としている。このように、積算価額が A 社の見積価格と細部まで同じなのは適正な積算が行われたか疑問である。結果だけを見ると見積もり合わせは形骸化しており、実質的には単独随意契約であると外部に判断される可能性は少なくはないと思われる。

② 見積もり合わせの業者選定について (意見)

委託内容：庁舎等日常清掃業務
 委託者名：A 社
 契約種別：随時契約
 委託金額：486,675 円

平成 18 年度から平成 21 年度の上記委託内容の随時契約において 3 社の参加業者による見積書より採用決定しているが、状況は以下のとおりである。

年度	落札価格 (円)	参加業者数	落札業者
平成 18 年度	486,675	3 社	A 社
平成 19 年度	486,675	3 社	A 社
平成 20 年度	486,675	3 社	A 社
平成 21 年度	486,675	3 社	A 社

また、見積もり合わせをしている業者は以下のとおりである。

年度	参加業者
平成 18 年度	A 社、B 社、C 社
平成 19 年度	A 社、C 社、D 社
平成 20 年度	A 社、C 社、D 社
平成 21 年度	A 社、B 社、D 社

本件契約は、積算価格が 50 万円未満のため、予定価格調書の作成はされていないが、平成 18 年度から平成 21 年度における採用価格はいずれも同額あり A 社の採用である。また、見積もり合わせの参加業者は毎年 3 社であるが、過去 4 年間に選定されている業者は上記のとおり延べ 4 社のみである。当該随時契約の業者の選定にあたっては、「峡中地区管内に事務所があり、信用度が高いと思われる業者 3 社を選定」としている。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業

者が限られてしまうといった事情もあると思われるが、他の業者では実施できないのかどうか継続的に検討し、見積合せの参加業者数の拡大を図ることが、結果として委託金額の低減によるコスト削減にもつながり、対外的な信頼性及び経済的効率性の両面から必要であると考えらる。

③ 飼料の予定価格及び業者の選定について (意見)

畜産試験場において飼料の購入は半期毎に行われているが、その予定価格は、前の半期に決定した落札価格に、直前の四半期と直後の四半期予測の飼料相場の平均増減額を加減算し算出している。
 平成 21 年下半期での養豚飼料の算定は下記のとおりである。

平均相場増減額	
平成 21 年 7 月から 9 月期の飼料相場	プラス 2,903 円/kg
平成 21 年 10 月から 12 月の飼料予想相場	マイナス 1,380 円/kg
平均額	プラス 1,523 円/kg

上半期の検定用後期飼料に平均相場増減額 1,523 円を加算する

平成 21 年上半期 落札価格	平成 21 年下半期 予定価格	増減割合
49,9 円	51,42 円	プラス 3.05%

増減割合を各飼料に適用する。

平成 21 年上半期 落札価格	増減割合	平成 21 年下半期 予定価格
子豚用前期	+3.05%	244,23 円
子豚用後期	+3.05%	69,04 円
肥育用後期	+3.05%	51,53 円
検定用前期	+3.05%	52,04 円

本件契約は、随時契約、指名競争入札においても予定価格を下回る金額で最終落札している。また、この算定方法では、前回の落札価格を基礎としているため、市況価格より低く見積もられている。しかし、実際の最終落札は、見積もり合わせ及び入札において予定価格を下回することは少なく、最低価格の業者と直接交渉のうえに予定価格を下回る金額で契約している状況にある。下記一覽表の落札業

畜産試験場

畜産試験場

者の横に(※)のある取引がそのような契約であるが、平成20年下半年及び平成21年下半年のほとんどがそれに該当した。

養豚飼料	H20年 上期	H20年 下期	H21年 上期	H21年 下期
子豚用前期後期	C社	C社※	C社※	C社※
肥育用前期(育成)	A社	A社※	—	—
肥育用後期(大麦)	A社※	B社※	B社	A社※
検定用前期(育成)	—	B社※	B社	A社※
検定用後期(種豚)	B社	A社※	A社	B社
養鶏飼料	H20年 上期	H20年 下期	H21年 上期	H21年 下期
育成用前中後期	C社	C社※	C社※	C社※
採卵成鶏用	C社	C社	C社※	C社
種鶏用	C社	C社※	C社※	C社※

このことは、最も低い価格の落札価格をもとに加減算し予定価格を算定している現在の算定方法に起因しており、加減算の割合によっては相当低い価額に予定価額を設定してしまうことによるのではないかと推測される。

「山梨県財務規則」(下線は、監査人)
第127条関係通知
予定価格は、支出については、相手方の申出にかかる価格の適否を判断する基準とするとともに予算の限度を示すものであり、収入については、適正な歳入の確保を図るうえにおいて、相手方の申出にかかる価格の基準となるものである。
契約担当者は、実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めなければならない。

予定価格については、上記のとおり適正価格の判断基準とされていることから、当該適正価格を積算するうえで先の算定方法のみでよい疑問である。いくつかの算定基準を勘案し、総合的な判断のもと、対外的にも適正な積算方法を選定し継続的に適用することが必要であると考える。

④ アウトソーシング(民間委託)の活用について

i. 業務に付随する業務の民間委託(意見)

現在、委託の状況は、平成20年度で見ると以下の表の通りで、何れも随意契約

であった。支出負担行為を閲覧したところ、下記のうち、A欄及びB欄は、3期連続同価格で受注していた。その時の相見積もり参加業者もほぼ同じ顔触れであった。
相見積もりを依頼する場合、厳格な公募ではなく、従前の業者に電話して相見積もりをとっていることもあり同じ顔触れになってしまいが、同じ業者は事情を知っていると言うメリットがある。また、相見積もりをとっていない10万円未満の業者への委託についてもいつも同じような業者に委託している。

昨今の経済環境からすれば、より多くの業者から募集すればより高品質のサービスをより低価格で享受することが出来る可能性があると考えられる。より広くから募集するためには、県が開示している山梨県畜産試験場のホームページを活用することも一方法ではないかと考えられる。

また、以下の10万円未満の委託業務についてもルール上認められているから良しとするのではなく、何年かに一度は見直しをするなどの工夫をする必要があると思う。

—平成20年度民間委託の状況—

委託内容	受託者名	委託金額	委託期間	備考
汚水処理施設維持管理業務委託	A欄	939,960円	H20.4.1~H21.3.31	※1
庁舎等清掃委託	B欄	486,675円	H20.4.1~H21.3.31	※1
浄化槽維持管理委託	C社	46,200円	H20.4.1~H21.3.31	
医療廃棄物処理委託(収集運搬)	欄D	16,800円	H20.4.22~H21.3.31	
医療廃棄物処理委託(処分)	欄E	8,400円	H20.4.22~H21.3.31	
カマフライト [®] 77質量	欄F	357,892円	H20.4.22~H21.3.31	※2
医療廃棄物処理委託(処分)	(有)G	92,767円	H21.2.6~H21.2.14	
木質系廃棄物処理委託	(有)G	75,495円	H21.3.11~H21.3.14	
木質系廃棄物処理委託	合 計	2,024,189円		

※1 参加企業3社の相見積もりであり、他は1社と随意契約となっていた。10万円以上は相見積もりによるルールになっている

※2 欄Fへの委託は県内唯一の委託先であったため、単独随契となった。

ii. 業務の効率化について(意見)

甲州地どりの種卵生産を平成24年から民間委託する予定がある。父鶏(シヤモ)を民間に売却し、母鶏は国(家畜改良センター兵庫牧場)から買って、交配して卵をとる方法に変更し、甲州地どりの生産はやめる予定である。この予定は、

畜産試験場

畜産試験場

これまで畜産試験場で実施していた業務の一部を民間に移譲するというものであり、民間委託という意味とは異なるが、民間で出来ることは民間でという観点から評価できる。

一方、業務負担や効率化の観点からは、以下の視点も検討してもよいと考えられる。研究員によれば純粋な研究業務以外の業務により本来の主たる業務である研究をする時間が無いとの意見があるが、これは人件費削減方針の下、職員数の削減が進められてきたことも一因である。また、全職員のほぼ半数に及ぶ臨時職員は、職歴からしても畜産の経験が浅い職員である。

従って、担当している飼育業務の大部分は民間会社や組織化した農家に委託することによって組織をスリムダウンして効率化の向上を図り、研究員の研究を促進することが出来ないかを検討すべきかと思われる。研究員とその補助者に専属を絞り込めば、当然総務課の業務負担もかなり軽減されて効率化が図れる可能性がある。

(5) 物品・固定資産管理

① 備品原簿、主要備品原簿の整備状況について (指摘事項)

畜産試験場には、備品原簿及び主要備品原簿が備え付けられている。畜産試験場において、備品原簿及び主要備品原簿を確認したところ、以下の問題点が挙げられる。

- i 平成 19 年度の主要備品原簿及び平成 18 年度と平成 19 年度の備品原簿がシステムから出力されていなかった。また備品原簿及び主要備品原簿とも何年度の原簿であるか等の情報がシステム上自動では記載されないことであるので、簡便な方法で何年度の備品原簿であるかなどの情報を残しておくことが管理上必要であると思われる。
- ii 備品原簿上において、取得価額、取得年月日等の記載がない備品が見えられ、帳簿として不完全なものとなっている。

② 主要備品の現物実査について (指摘事項)

平成 21 年度末主要備品原簿に記載されている 20 件の主要備品全件につき、現物実査を行った。現物実査時に使用中であった小型貨物自動車 1 台 (物品番号 99000370 ホンダスーパー山梨 44 6009) を除く 19 件について資産の存在及び備品表示シールの貼付がなされていることにつき確認することができた。しかし、以下の 2 件については主要備品原簿と備品表示シールの記載内容のうち、物品番号及び物品分類番号に相違が見られたため、速やかに訂正されることが望ましい。

品名	(主要備品原簿) 物品番号/物品分類番号	(備品管理シール) 物品番号/物品分類番号
ガスクロマトグラフ	92000374/05-04-05	92000372/05-03-05
クロマトグラフイ脂肪酸 検出器・島津製作所 GC-8APF	92000375/05-04-05	92000385/05-06-99

③ 電子機器を中心とした備品の現物実査について (指摘事項)

備品原簿から以下の分類備品を抽出し、資産の存在性を確認するため現物実査を行った。

- i その他の庁用器具 (掃除機、ポリワッシャー)
- ii コンピューター (本体又はセット)
- iii ネットワーク接続装置
- iv テレビ
- v ビデオ装置

現物実査の結果は以下のとおりである。

- i 掃除機、ポリワッシャーともに資産の存在を確認。しかし、現在では清掃は外部委託となっているため清掃機器を使用する機会はないとのこと。また、掃除機 2 台に「物品番号」「分類番号」等を印字したシールが貼られていなかった。
- ii 備品原簿には平成 13 年 1 月購入のパソコン 1 台 (品名: Mate NX・NEOPC-MA66) が資産として記載されていたが、当該資産の所在については確認が出来なかった。(その理由については、当該パソコンについては国から委託された事業の為に購入した備品であり、事業終了に伴って平成 16 年 3 月以降に委託契約上、予め定められたために従って国に返還を行ったが、備品原簿上において何ら手続きを行っていないためであると、後日担当者より説明を受けた。)
- iii 備品原簿には平成元年 3 月購入のパソコン通信アダプター 1 台 (品名: 備品原簿に記載なし) が資産として記載されていたが、当該資産の所在については確認が出来なかった。
- iv 備品原簿に記載のテレビ 3 台とも資産の存在を確認した。
- v 備品原簿に記載のビデオデッキ 2 台とも資産の存在を確認した。

備品表示シールが貼付されていない備品については速やかにシールの貼付が必要である。また、実していない資産については所定の手続きに則って備品原簿から削除することが必要であるが、そもそも規定に従い年に 1 回は物品の現物調査が適正に

畜産試験場

畜産試験場

行われているとするならば、備品原簿と現物の不一致は発生しないはずであり、上記の結果からは現物調査の適正性について一定の疑念を感じる点は否定できない。物品の現物調査は資産管理を有効に行ううえで、必要不可欠なものであると考えられるため、その実施についてはさらなる精度の向上が望まれる。なお物品の現物調査については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則第151条関係運用通知」
備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びかい長は毎年7月31日を基準日として別に示す方法により帳簿に登載されているものと現物を照合し、9月30日までに本庁においては出納局管理課長の職にある物品出納員、かいにおいて物品出納員等に報告すること。

将来にわたって使用する可能性の低い資産は保管転換、売却又は廃棄を適宜すすめていくことも必要と思われる。

④ 動物の受け払い管理について（指摘事項）

平成22年9月1日の執行発議による物品区分換調書に基づき下記の通り動物出納簿の修正が行われている。これは美地棚卸の結果、実際の飼育頭数と出納簿上の頭数の間に乖離が生じていることが判明し、物品の受け払い報告漏れを原因とする修正処理が行われたものである。物品の移動が生じた都度、調書を漏れなく作成し、動物出納簿に移動の結果を反映することが当然必要である。尚、実際の飼育頭数は個体管理台帳等に基づき管理されていることであるから、県の正式な財産管理簿である動物出納簿に正確に記録されているかこれらの個体管理台帳等と毎月末確認する等の作業を行うことにより、計上漏れが防止されるのではないかと思われる。

（物品区分換調書による動物出納簿の修正処理）

物品分類番号	物品番号	品名	数量
30-01-09	50300109	ランドレーヌ種（雄）種豚	1
30-01-09	50300109	大ヨークシャー種（雄）種豚	5
30-01-09	50300109	デュロック種（雄）種豚	4
30-01-10	50300110	ランドレーヌ種（雄）種豚	2
30-01-10	50300110	大ヨークシャー種（雄）種豚	4
30-01-10	50300110	デュロック種（雄）種豚	3
30-01-10	50300110	LW-交代雑種（雄）種豚	8

⑤ 出産直後の子豚の受け払い管理について（意見）

畜産試験場では出産直後の子豚については同一親豚から生まれた子豚を一群として分娩台帳により飼育管理を行い、管理台帳等において個体管理を行っている。子豚舎から出たときに個体管理を実施し、生産物出納簿に計上することとしている。この生産物として認識されるのは山梨県「物品管理・調達事務ガイドブック 第9章5. 生産物(3) 生産物」として引き渡す時期の基準」の別表において動物等は出生後又はふ化後7日以内の日とされている。また、出産直後に子豚の耳にどの母豚から出産した等の明認処理を行っているのだから、子豚舎から出たときではなく出産直後から個体管理を行うことは可能である。したがって、出産後できるだけ早く個体管理台帳及び生産物出納簿に計上し、果有資産として認識すべきと思われる。

⑥ 豚の棄却及び払出処理について

i. へい死した豚の病性鑑定結果の作成について（意見）

畜産試験場では豚のへい死による棄却及び払出処理が平成21年度には下表の通り行われている。このうち家畜保健衛生所において病性鑑定が行われているのは1頭のみであった。豚のへい死があった場合には畜産試験場にいる獣医師が一時的には病性鑑定を行い、不明点がある場合には家畜保健衛生所において詳細な病性鑑定を行うこととなることである。へい死があった場合は豚の身体に対する外傷を除き病気等による可能性が高く、牛における口蹄疫問題等もあったことから、後日検証可能なように獣医師による病性鑑定結果の書類は作成し、保存すべきである。

ii. 豚の棄却及び払出処理にあたっての管理について（意見）

これらの豚の処理について、物品棄却調書の棄却方法は空欄であり、物品出納通知書（払出）では棄却方法の記載がなく、また、焼却処理が行われたとの具体的な証拠もないことから、実際にはどのような処理が行われたかは不明である。豚は果が管理すべき財産であり、棄却及び払出処理にあたっては適切な管理が必要である。

（物品棄却調書による棄却処理）

執行発議年月日	物品分類番号	品名	数量	摘要
H21. 4. 21	30-01-10	ランドレーヌ(雌)	1	
H21. 5. 26	30-01-10	ランドレーヌ(雌)	1	
H21. 5. 26	30-01-09	ランドレーヌ(雄)	1	

畜産試験場

執行発議年月日	物品分類番号	品名	数量	摘要
H21. 5. 26	30-01-10	デュロック種(雄)	1	
H22. 1. 15	30-01-10	ラントレース種(雄)	1	
H22. 3. 19	30-01-10	ラントレース種(雄)	1	病性鑑定を実施

畜産試験場

(物品出納通知書による払出処理)

執行発議年月日	物品分類番号	品名	数量	摘要
H21. 4. 30	45-09-02	大ヨークシャー種(雄)	1	
H21. 4. 30	45-09-03	デュロック種(雄)	1	
H21. 6. 30	45-10-05	LWD3元肉豚(雄)	1	
H21. 7. 3	45-09-01	ラントレース種(雄)	1	
H21. 10. 15	45-09-03	デュロック種(雄)	3	
H21. 10. 19	45-09-04	LW-交代雑種(雄)	1	
H21. 11. 2	45-10-03	デュロック種(雄)	1	
H21. 11. 5	45-09-03	デュロック種(雄)	1	
H21. 11. 10	45-09-03	デュロック種(雄)	1	
H21. 12. 7	45-10-03	デュロック種(雄)	1	
H21. 12. 18	45-09-03	デュロック種(雄)	3	
H21. 12. 18	45-10-03	デュロック種(雄)	2	
H22. 1. 4	45-09-02	大ヨークシャー種(雄)	2	
H22. 1. 4	45-10-02	大ヨークシャー種(雄)	1	
H22. 1. 4	45-09-04	LW-交代雑種(雄)	1	
H22. 1. 4	45-10-04	LW-交代雑種(雄)	1	
H22. 1. 12	45-09-02	大ヨークシャー種(雄)	1	
H22. 1. 12	45-09-01	ラントレース種(雄)	1	
H22. 1. 15	45-10-04	LW-交代雑種(雄)	1	
H22. 1. 26	45-10-02	大ヨークシャー種(雄)	1	
H22. 1. 26	45-10-01	ラントレース種(雄)	1	
H22. 2. 8	45-09-02	大ヨークシャー種(雄)	1	
H22. 2. 16	45-10-04	LW-交代雑種(雄)	1	
H22. 2. 16	45-10-01	ラントレース種(雄)	1	
H22. 3. 26	45-09-01	ラントレース種(雄)	1	

⑦ 鶏の受け払い管理について (意見)

畜産試験場では鶏は鶏舎番号別、鶏種別に各鶏舎の備え付け台帳としての「鶏飼育管理簿」上で羽数等が記入されている。これは主として飼育していく上で飼料給与量、採卵個数等を記録している台帳であり、個体数の受け払いを管理している台帳ではない。また、動物出納簿では場内のすべての鶏が「にわとり」に含められてその異動状況が管理されているが、品種別の内訳は不明である。場内で飼育されている品種別の鶏の数量が受け払い管理されている一覧性のある台帳は設けられていない。鶏の受け払い管理された台帳を備え置くべきである。また、動物出納簿もすべての鶏を「にわとり」として記載されているが、品種別の管理台帳とすべきである。

⑧ 鶏の棄却処理について (意見)

畜産試験場ではへい死した鶏は上記の「鶏飼育管理簿」上で減数処理を行い、「へい死鶏チェック一覧」の鶏舎番号・日付欄に毎日記入し管理している。また、へい死した鶏は2日に1回場内で焼却処理を行われるが、物品棄却調書には1週間で焼却処理した数量をまとめて事後報告している。物品棄却調書は棄却処理前に決裁を得るものであるから、事後報告ではなく事前に承認を得ることが必要である。また、鶏も主たる財産と位置づけられることから、棄却処理に当たっては責任を明確にするため焼却日、担当者名等の管理を行い、上司の決裁を受けること等により内部牽制を働かせることが必要である。

⑨ 飼料の管理について (意見)

畜産試験場では飼育用及び試験研究用に飼料を保管及び管理している。養豚科、養鶏科それぞれにおける飼料の保管及び管理状況は次のとおりであった。

i 養豚科

飼料には試験用飼料と通常飼料が存在する。試験用の飼料は飼料庫に袋に入った状態で保管されており、通常の飼料は豚舎に併設された飼料タンクに保管されている。いずれも受け払いの管理は行っていないため残高の把握は出来ていない。

ii 養鶏科

飼料には試験用飼料と通常飼料が存在する。どちらの飼料も飼料庫に袋に入った状態で保管されている。管理簿は存在するが、入庫時にその発注日、入庫日、数量を記録するのみで、払い出しの管理はされていないため残高の把握は出来ていない。

出納簿及び受け払い簿への記載の省略については以下の規定が存在する。

畜産試験場

畜産試験場

- 「山梨県財務規則」
第 246 条
- 次の各号に掲げるものは、出納簿及び受払簿に登載を省略することができる。
- 一 官報、公報、新聞、雑誌、パンフレット、ポスター、法規集の追録等
 - 二 接待用の飲食店及び式典用の物品で購入後直ちに消費するもの
 - 三 職員が旅行先において購入し、直ちに消費するもの
 - 四 宣伝又は贈与の目的で購入し、直ちに配布又は贈与するもの
 - 五 福祉施設等で給食の用に供する賄品及び賄材料
 - 六 修繕等のため購入した物品で直ちに取り付ける部品等
 - 七 法規で規定している書式及び様式の諸用紙等
 - 八 消耗品のうち一月以内に消費することを予定して購入した事務用品
 - 九 本庁において、かいへ交付の目的をもって購入した物品
 - 2 前項のほか、受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材料品については、出納簿及び受払簿に登載を省略することができる。

上記規定関係の通知には1項8号の取扱いについて、物品要求書・物品購入報告書に「本消耗品は、1月以内に消費するものである」と表示し、これに基づいて出納員及び物品取扱者は出納簿及び受払簿への登載を省略することができる旨、及び2項の取扱いについても、受入れ直ちに払出す消耗品及び原材料品については物品要求書・物品購入報告書に「本消耗品（原材料品）は受入れ直ちに払い出すものである」と表示し、これに基づいて出納員及び物品取扱者は、出納簿及び受払簿への登載を省略することができる旨の記載がある。

養豚科および養鶏科についてもそれぞれ、基本的には1月～2月くらいの期間で飼料は回転している旨、養豚科における飼料タンクで保管の分については正確な払出数量や残高の把握は困難である旨の説明を受けた。しかし、特に試験用の飼料については、その試験に対して発生した正確なコストを把握するためにも、飼料の受払いを帳簿上において行って残高の把握を行い、合わせて実地棚卸との突合を行うことは必要であると考え。また、通常飼料についても、養豚科の飼料タンクの払出数量について正確な実地棚卸が困難であったとしても、資産管理及びコスト管理の面から技術的に可能な範囲内において、受払簿の作成と実地の棚卸を行うことは必要であるとと思われる。

⑩ 薬品の管理状況について（意見）

畜産試験場においては、ジエチルエーテルや消毒用エタノール等の薬品を保管している。薬品の管理状況については本館薬品庫を視察した。

薬品が保管してある棚の鍵については施錠してあることを確認した。しかし、薬品の在庫リスト、受払簿については作成していないとのこと、かなり過去に購入したと思われる薬品が相当数存在することを確認した。担当者より、薬品の中には危険性の高いものもあるのではないかとの説明を受けたが、在庫リストや受払簿の存在しない今の状況では仮に薬品の盗難、紛失があったとしてもそれを即時発見することは困難であると思われる。

また、「毒物及び劇物取締法」第11条においては「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難にあり、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならぬ」とされている。取り扱っている薬品の中には毒物や劇物に該当するか否かにかかわらず、危険性の高い薬品等も含まれていると思われるため、薬品の管理については内部管理要綱の作成、在庫リスト、受払簿の作成、棚卸調査の実施等が早急に求められる。さらに、長期間使用せずに放置されたままになっている薬品等については、その使用期限及び今後の使用可能性について考慮した上で、適宜廃棄処分等の処置を講じる必要があると判断される。

さらに、本館薬品庫内には注射器及び注射針が保管してあった。これについては1月以内に払い出す程度の数量しか保持していないとの説明を受けたが、物品の性質上、個別に受払簿の作成、棚卸調査の実施等を行うことを検討しても良いのではないかとと思われる。事実、図書室内の机の引出しから、相当過去のものと思われる未使用の注射針が複数放置されていることが発見された。管理の徹底がなされればこのような事態は起こらないはずである。

⑪ ワクチンの管理状況について（意見）

畜産試験場では、ニューカッスル病性ワクチンや ARBP 豚丹毒混合不活化ワクチン等のワクチンを保管している。ワクチンの管理状況について本館及び豚舎、鶏舎の保管状況を視察した。

3箇所ともワクチンは冷蔵庫内に保管されていた。薬品と同様に在庫リスト、受払簿については作成していないとのこと、発注数量については目録的に棚卸部分が大きいとのことであった。ワクチンという性質上、当然に使用できる期限は決まっております、現状の管理体制では見積誤りを起因とする期限切れワクチンの廃棄等が発生する可能性は高く、過去にそういった事例が実際に発生したことも担当者より説明を受けた。

ワクチンについても薬品と同様に在庫リスト、受払簿の作成、棚卸調査の実施が求められると考え。

⑫ 図書管理状況について（意見）

山梨県財務規則第243条第1項1号には、物品取扱者が備えなければならない帳簿として図書受払簿が記載されており、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックには図書受払簿に関して以下のとおり規定されている。

「山梨県物品管理・調達事務ガイドブック」より
 図書受払簿の記載範囲としては、図書の全てが対象となるものの、備品については、備品原簿へ記載するため、記載する必要がない。したがって消耗品の図書について記載しておけばよい。消耗品出納簿で行ってもよい。消耗品であるので財務規則第246条に該当するものは、記載が省略できる。

「山梨県財務規則」

第246条

次の各号に掲げるものは、出納簿及び受払簿に記載を省略することができる。

- 一 官報、公報、新聞、雑誌、パンフレット、ポスター、法規集の追録等
- 二 接待用の飲食店及び式典用の物品で購入後直ちに消費するもの
- 三 職員が旅行先において購入し、直ちに消費するもの
- 四 宣伝又は贈与の目的で購入し、直ちに配布又は贈与するもの
- 五 福祉施設等で給食の用に供する贈品及び贈材料
- 六 修繕等のため購入した物品で直に取り付ける部品等
- 七 法規で規定している書式及び様式の諸用紙等
- 八 消耗品のうち一月以内に消費することを予定して購入した事務用品
- 九 本庁において、かいへ交付の目的をもって購入した物品
- 2 前項のほか、受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材料品については、出納簿及び受払簿に記載を省略することができる。

図書室内にて、過去に作成された図書受払簿を発見したが、確認した範囲内において最も新しい記載が平成3年購入のものであり、試験場内にある図書について全体として管理がなされていないが現状であると判断される。担当者より「消耗品として扱っているため受払簿は作成していない。」との説明を受けたが、上記抜粋の財務規則等に從えば、消耗品であることをもって受払簿の作成の必要がないとは判断できない。また受払簿への記載が省略できる要件としては、「官報、広報、新聞、雑誌等」、「消耗品のうち1月以内に消費することを予定して購入した消耗品」、「受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材料品」等に限定されており、実際に図書購入の際の物品要求書への帳簿記載省略理由の欄には「1月以内に消費する」、「受入れ後直

に払い出す」旨の記載があるが、図書という資産の性質上、上記記載省略理由は極めて不適當であり、雑誌等に該当しない限りは受払簿の作成が必要であると考えられる。消耗品として処理されている図書の中には1冊で2万円を超えるような書籍も含まれており、管理状況については改善する必要があると思われる。

⑬ 備品の実地棚卸原票について（意見）

備品の実地棚卸時における現物照合を行った際の現物照合原票が保管されていたが、現物照合票上には、実施者の記名や押印等もなく、その責任の所在が書面上で明らかになっていなかった。今後は現物照合原票上において、実施者の記名や押印等により、その責任の所在を明確にすることが、行政財産である備品、主要備品の管理上望ましいと思われる。

最近3年度のそれぞれの予算執行状況は、以下のとおりである。

		(単位:千円)		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
畜産振興費				
優良乳用供卵牛選抜事業費	対応する試験研究テーマ			
共済費	2(1)優良乳用供卵牛選抜事業費	703	676	658
買金		4,854	4,708	4,775
小計		5,557	5,384	5,433
肉用牛EIT産子早期育成技術確立事業費	5(3)黒毛和種EIT産子の哺乳および育成技術の検討			
共済費		389	343	341
買金		2,500	2,492	2,510
小計		2,889	2,835	2,851
飼料作物優良品種選定普及促進事業費	4(1)飼料作物優良品種選定普及促進事業			
共済費		6	1	6
買金		627	522	489
小計		633	523	495
飼料利用高度化推進事業費	5(1)飼料利用高度化推進事業			
共済費		363	339	304
買金		2,443	2,457	2,168
小計		2,812	2,796	2,500
牧草新品種育成試験費	1(1)播種用品種の育成			
共済費	1(2)放牧用品種の育成	266	333	304
買金	1(3)放牧用品種の導入と評価	2,312	2,819	2,382
小計	1(4)育種方法に関する試験	2,578	2,982	2,686
牧地内放牧技術試験費				
共済費		12	-	-
買金		1,122	-	-
小計		1,134	-	-
幼畜乾燥処理試験費	1(6)DNAマーカーを用いた超異性向上系統の育成			
共済費		-	5	5
買金		-	469	469
小計		-	474	474
牧草(エンドプラクトリン)新品種開発試験	1(5)エンドプラクトリン-芝型ペシニアルライグラス新品種の育成			
共済費		6	5	-
買金		514	509	-
小計		520	514	-
その他の試験費	8(1)肉用繁殖牛の山梨型耕作業地放牧技術の確立			
共済費		343	339	338
買金		2,328	2,396	2,404
小計		2,671	2,735	2,742
経営管理費	共通(牧草の刈取・除草業務等に係る短期雇用者8名分)			
共済費		-	-	-
買金		2,664	2,720	2,753
小計		2,664	2,720	2,753
増進費	共通(非常勤2名、臨時職員1名の派遣業務)			
共済費		-	3,756	3,747
買金		1,633	1,932	1,821
小計		11,123	9,036	8,928
合計		14,756	14,724	14,496
		33,994	35,657	34,416

① 試験研究・事業テーマごとの県民負担額の説明責任について(意見)

研究開発コストに関しては、それぞれの試験研究・事業テーマごとの予算要求、予算配分ベースで管理される正規職員の人事費はその対象外となっている。すなわち現状では、正規職員以外の人件費とそれぞれの試験研究・事業テーマに関する直接費用(飼料代、備品購入費、旅費等)の範囲で参考的に報告されているのみである。

現在は、それぞれの試験研究・事業テーマに関して正規職員に関する研究開発時間は個別に把握されていない。試験研究・事業テーマの評価にあたっては、実際にどの研究テーマにどのくらいの研究員の時間を要したかということも考慮に入れながら、結果の評価を実施することも必要ではないかと思われる。

研究テーマに関する最大のコストは、正規職員の人事費コストである。この部分については、試験研究・事業テーマごとの人件費コストの把握をすることが必要である。それぞれの研究テーマに関するその研究の成果としての評価結果を検討するうえでも必要であるとともに、県民がそれぞれの試験研究・事業テーマに負担するコストはどのくらいかかっているのかということも試験研究機関側においても正しく認識しておく義務とその必要性があるものと考ええる。

今後は、研究のために要する研究者の人件費コスト(時間外人件費コストも含む)を試験研究・事業テーマごとに把握する方向で総コスト管理を実施することも検討課題と考える。

(2) 人事制度

① 短期臨時職員の勤務状況の把握について(意見)

短期臨時職員の勤務実態を証明する資料としては、試験場が独自に作成している出勤簿が存在すると担当者より説明を受けた。しかし、平成21年分の出勤簿に対して調査を実施したところ、短期臨時職員本人による署名や押印等は無く、出勤日に手書きで丸印が記入されているのみであった。さらに、その記入については現場のリーダーが行っているとのことであるが、記入者の署名等は存在せず、当該出勤簿自体の責任の所在についてその書面上において明確になっていない状態であった。

短期臨時職員の募集から採用、及び買金の支払にいたるまでを試験場単独でおこなっている現行の制度下においては、勤務実態が無かったとしても、買金として支払の実行がなされてしまうといった危険性が常に存在するのではないかと考える。そのような危険性を除去するために、その責任の所在が明確となるような出勤簿の形式の見直しを行うことも必要ではないかと判断される。また、現在は作成が行われていない作業日報の作成も、短期臨時職員の勤務実態を後日検証する際に有用な資料となると考えられるため、その作成につき検討する余地があるのではないかと思われる。

酪農試験場

酪農試験場

(3) 会計

① 子牛の売却に係る年度末の精算事務について (指摘事項)

酪農試験場では試験研究の過程で出産され、試験研究に供しない子牛については生産物として原則的に売却に付される。その際、全国農業協同組合の実施している山梨県北部家畜市場におけるセリを通じて売却されている。平成20年度末に行われた当該子牛3頭の売却(3頭合計売却金額179,229円)の精算事務が遅延し、平成21年度の計上となっている。当該子牛売却に係る精算事務の経過は次の通りである。

- 2/25：子牛委託売買契約書 (梨北農業協同組合と契約締結)
- 2/25：セリの実施
- 2/26：精算明細書 (全国農業協同組合発行)
- 4/8：精算遅延に係る始末書 (梨北農協発行)
- 4/21：子牛販売代金精算書受領 (梨北農協発行)
- 4/21：調定問い合わせ
- 4/23：調定

精算事務の遅延の理由は上記精算遅延に係る始末書の内容から梨北農協の事務の遅延に起因するものと思われるが、酪農試験場からも主体的に事務の迅速な処理を促す等積極的なアプローチが必要であったものと思われる。

② 牛の受精卵払い下げ価格について (意見)

酪農試験場では乳用牛及び肉用牛の改良増殖を図り、山梨県における畜産業の振興発展に資することを目的として、「山梨県種畜種きん払下げ規程」(昭和29年7月22日、山梨県告示第三百六十一号)に基づき移植用の受精卵を生産し、生産物の払い下げを行っている。酪農試験場における当該受精卵の払い下げ価格は「山梨県酪農試験場受精卵払い下げ要領」(平成15年4月1日施行)に基づき下記の通り決定されている。

規格	受精後7～8日齢で良質なもののホルスタイン種	12,000円
単価	黒毛和種 (種雄牛の使用精液が5,000円以上)	9,000円
	黒毛和種 (種雄牛の使用精液が5,000円未満)	6,000円

上記受精卵の払い下げ価格は、平成5年度の受精卵の有償配布が開始して以来改定を行ったことはない。上記受精卵の生産原価を生産に要する直接的な経費(精液、液体窒素、医材、消耗品)を基に算出すると、平成19年度現在でホルスタイン

種：15,103円、黒毛和種：12,052円と積算されている。当該金額は原材料等との直接費のみであり、間接費(労務費、製造間接費)を含めると相当程度増額する。また、関東近県における受精卵の近年の払下げ価格及び社団法人家畜改良事業団における体外受精卵の平成22年度の販売価格は下記の通りである。

・関東近県における受精卵の近年の払下げ価格

	ホルスタイン種	黒毛和種
茨城県	—	15,000円
栃木県	21,000円	21,000円
群馬県	50,000円	25,000円
千葉県	31,500円	31,500円
埼玉県	—	12,000円
東京都	10,000～20,000円	4,000円
静岡県	35,000円	—

・(社)家畜改良事業団における体外受精卵の平成22年度の販売価格

黒毛和種	性未判別	15,000～18,000円
ホルスタイン種	メス	20,000円

(注) 黒毛和種の価格は種雄牛の使用精液により幅がある。

上記の通り、山梨県の牛の受精卵の払下げ価格は関東近県及び(社)家畜改良事業団におけるそれらに比べても低額なものとなっている。酪農試験場は山梨県における酪農家の保護・育成を図ることにより畜産業の振興発展に資することも目的としていることから、受精卵の払下げ価格は営利を目的とした販売と異なりや低額なものとはならざる負えないものと思われるが、本質的には市場価格を目安とした価格設定を行うべきであり、県の施策として酪農家を財政的に補助することが必要な場合には、別途の施策で行うことがより透明性が高く、県民にも判りやすいものと思料される。

③ 成年の売却に係る予定価格の算出について (意見)

酪農試験場では試験研究が終了し、試験研究に供されなくなった成年については生産物として原則的に売却に付される。県内での肉用牛の増殖を推進していることから畜せず生体で販売する場合がある。その際、黒毛和種成雌牛は生体での取引がほとんど行われていないため参考となる価格がない。販売価格は株式会社山梨食肉流通センターでの直近の廃用牛枝肉販売価格(格付C-1)及び山梨県農業共済引受評価基準を参考の上、下記の通り算出している。

酪農試験場

販売予定価格＝生体重×推定歩留率（40%）×C-1枝肉単価（十妊娠胎児 90,000 円）

さらに、慢性疾病罹患など各牛の状態に応じて価格を低減している。
尚、当該算式によって算出された予定価格と見積合わせによる売却価格は下記の通りである。

名号	生体重	妊娠	予定価格	売却価格	備考
こころ	600 kg	○	200,088 円	300,000 円	
まつゆり	500 kg	×	87,990 円	200,000 円	
らくひめ 15	570 kg	○	194,808 円	320,000 円	
らくし 99	560 kg	○	57,915 円	251,000 円	予定価格：脂肪壊死症 △70%

上記の通り、積算された予定価格と売却価格とは4件ともにほぼ10万円以上の開差が生じている。一般的には購入者は肥育の後売却することから、廃用を前提とした上記の予定価格とは異なる購入価格を検討することになる。したがって、予定価格の積算に当たっては廃用を前提とした上記の積算式のみならず、過去の売却価格等も参考とすべきであると思われる。

④ 子牛の売却に係る予定価格の算出について（意見）

前記①の通り、酪農試験場では試験研究に供されなくなった子牛については生産物として原則的に売却に付される。一般的には全国農業協同組合の実施している山梨県北部家畜市場におけるセリを通じて売却されている。しかし、疾病罹患など瑕疵ある子牛についてはセリを通さず売却している。その際の子牛売却価格は各子牛の状態に応じて価格を個別に積算している。平成 21 年 12 月 2 日に起案された子牛（黒毛和種）の売却において、重篤な欠陥（無血去勢術の失宜により陰囊周囲が広く化膿しており数ヶ月以内に治癒する見込みがない）により経済価値が著しく損なわれている状態を考慮して、直近の上場子牛の売却価格を参考に下記の販売参考価格の 50%としている。

販売参考価格＝子牛生体重×1,000 円/kg×1.05

当該算式を適用して 50%減として算出した予定価格は 94,500 円となり、県の財務規則に基づき単独随意契約となっている。本件については子牛に重篤な欠陥があることから参考価格から減価することは理解できるが、減価率を 50%としている

酪農試験場

根拠は明確ではない。過去の売却時における健全な牛に対する疾患の程度に応じた減価の割合を統計的に求める等減価率適用の根拠を明確にするべきである。

尚、参考として前記③の瑕疵ある成牛（らくし 99）の売却時において実際の売却価格は健全な成牛の売却価格のほぼ△20%の減価であることから、当該 20%減を適用して算出すると下記の通り 151,200 円となり、単独随契ではなく見積合わせによる売却を行うべきこととなる。

180 kg × 1,000 円/kg × 1.05 × (1 - 0.2) = 151,200 円

(4) 契約

① 飼料に係る指名競争入札の辞退率について（意見）

平成 21 年度における各種飼料に係る指名競争入札における参加業者数及び入札参加辞退業者数は次のとおりであった。

飼料名	入札参加予定業者数	入札辞退業者数	辞退率
綿実（上期）	5社	3社	60%
綿実（下期）	6社	3社	50%
ヘイキューブ（上期）	5社	3社	60%
ヘイキューブ（下期）	6社	3社	50%
大豆粕（上期）	5社	2社	40%
飼育用配合（上期）	5社	2社	40%
飼育用配合（下期）	6社	3社	50%
若齢育成用（上期）	5社	3社	60%
若齢育成用（下期）	6社	4社	67%
ピートバブル（上期）	5社	2社	40%
ピートバブル（下期）	6社	3社	50%
トウモロコシ（上期）	5社	1社	20%
トウモロコシ（下期）	6社	1社	17%
繁殖用配合（上期）	5社	3社	60%
繁殖用配合（下期）	6社	4社	67%

上記の表からも明らかのように指名競争入札における業者の辞退率は非常に高い。指名競争入札における入札者数については以下のとおり規定されている。

酪農試験場

酪農試験場

「山梨県財務規則」
第135条第1項
契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

当該試験場の飼料に係る指名競争入札の参加業者数は外形的には5人以上となつてい
るが、辞退する業者数を勘案すると入札の実態としては2人から3人で指名競争入札
を行うことが常となっている。また、複数年に渡って辞退率が80%を超える業者も存
在しており、このような業者については参加業者数を満たすことのみを目的として入
札参加予定業者に名を連ねていると外部に誤った判断をされるおそれもある。担当者
によると県内においては当該飼料を扱っている業者は僅少であり、入札を辞退するこ
とが予想される業者の代わりを探すことは困難であるとの説明を受けた。さらに、入
札は全飼料を同日、同会場にて実施している都合上、入札を辞退すると予想される業
者に対しても全飼料への入札参加資格を与えたほうが、飼料ごとに入札資格を付与す
るよりも事務作業量の軽減が可能となることであつた。したがつて、辞退率が高く
いといった結果を持つて、外部に対して誤った心算を与えないように、辞退率が高く
なることにつき合理的な説明の出来る資料を入札に係る起案書等に添付するといつ
た対応を検討しても良いのではないかと思われる。

② 業務委託随意契約について

平成19年度から平成21年度までの業務委託随意契約の状況は以下のとおりである。

		単位 (円)		
		H19	H20	H21
① 酪農試験場本館 清掃委託	受託者	A社	A社	A社
	参加業者数	3社	3社	3社
	委託金額	757,470	757,470	757,470
② 排水PH処理装置の 維持管理	受託者	B社	B社	B社
	参加業者数	2社	2社	2社
	委託金額	176,400	176,400	176,400
③ 一般廃棄物の収集運搬	受託者	C社	C社	C社
	参加業者数	2社	2社	2社
	委託金額	126,000	126,000	189,000

		H19	H20	H21
④ 感染性廃棄物運搬処理 最終処理	受託者	D社	D社	D社
	参加業者数	2社	2社	2社
	委託金額 (単価)	②2,000 ②7,000	②2,000 ②7,000	②2,000 ②7,000
⑤ 感染性廃棄物中間 最終処理	受託者	E社	E社	E社
	参加業者数	2社	2社	2社
	委託金額 (単価)	①1,000 ⑧8,000	①1,000 ⑧8,000	①1,000 ⑧8,000
⑥ 防災設備点検	受託者	F社	F社	F社
	参加業者数	1社	1社	1社
	委託金額	49,350	49,350	49,350

Ⅰ 随意契約における見積合せを行う業者数、委託金額の推移について (意見)
随意契約における見積書の徴収については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
第137条第3項
契約担当者は、随意契約によるうときは、見積書を徴さなければならな
い。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が10万円以上るとき
は、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

酪農試験場における直近3年間の推移を見ると、見積合せを行う業者数に変動がな
く、かつ最終的に契約を締結する業者についても毎期同じ業者となつている
また、上記の表からも明らかのように、③の委託金額を除いて過去3年間の委託契
約に関しては、同一の業者が受託しており、その契約金額についても毎年同額となつ
ている。現状、結果だけを見ると、「見積もり合わせは形骸化しており、実質的には
単独随意契約である。」と外部に判断される可能性は少なくはないと思われる。
業者間の自由競争の下、適正な見積合わせが行われている前提からすると、十分な
競争性や経済性が確保されていたかという点について、疑念を生じさせる可能性は否
定できない。競争性や経済性が十分に確保されているか否か、検討しておくことが望
まれる。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまつとい
つた事情もあると思われるが、他の業者では実施できないのか、契約金額は妥当であ
るかどうかが継続的に検討することが、結果として委託金額の低減によるコスト削減に
もつながらり、対外的な信頼性及び経済的効率性の両面から必要であると考えらる。

ii 一般廃棄物の収集運搬契約の事前の単価見積について (意見)

上記表③の一般廃棄物の収集運搬委託契約における過去3年間の予定価格の算定根拠について要約すると以下のとおりであった。

	H19	H20	H21
月平均回収回数	20回	20回	20回
月平均可燃物・・・A	300kg	300kg	450kg
月平均不燃物・・・B	100kg	100kg	50kg
1kg当たり収集単価・・・C	27円	27円	30円
(内、処理費用)	(17円)	(17円)	(20円)
(内、運搬料)	(10円)	(10円)	(10円)
見積額・・・(A+B)×C	10,800円	10,800円	15,000円
最終見積額(端数処理有)	10,000円	10,000円	15,000円
契約額	10,000円	10,000円	15,000円

平成21年度の子定価格の算定において、1kg当たりの収集単価が3円上昇しているが、書面上からは予定価格を上昇させた根拠となる資料は確認できなかった。むしろ、参考資料として各年度に添付のあった他県同業者の単価表は「3年間価格の変動はなかった。担当者によると、委託業者より、「今の単価では採算が合わない」との申し出があった結果であるとのことであるが、過去3年間の最終予定価格と業者による見積価格および契約価格の全てが一致している事実からすると、見積り合せは形骸化しており、実質的には特定業者との単独随意契約となっているのではないかと疑われる。競争性や経済性が十分に確保されているか否か、検討しておくことが望まれる。

iii 長期継続契約を検討する余地があると思われる委託契約について (意見)

上記表⑥の防災設備点検委託契約については予定価格が10万円未満のため単独随意契約となっている。現状では年度ごとの単年度契約となっているが、当該業者と継続して契約を締結することが、契約金額を検討の上、経済性や効率性等の面から判断して合理的であるとするならば、事務コストを削減するといった観点から長期継続契約とすることを協議する余地があるのではないかとと思われる。

(5) 物品・固定資産管理

① 主要備品について (指摘事項)

酪農試験場においては、主要備品原簿、備品原簿の作成が行われている。主要備品原簿については、以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
第156条
課長及びかい長は、車輛又は所得価額一件百万円以上の備品を取得したときは、主要備品原簿を作成しなければならない。

しかし、主要備品原簿を確認したところ、平成19年11月購入の下記の備品が対象備品にもかかわらず主要備品原簿に記載がなかった。

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
7003124	5-4-21	植物/キヤベージ	1	H19.11.29	2,016,000	酪農試験場

また、主要備品を含めたすべての備品が掲載されている備品一覧表を確認したところ、取得価格の欄に金額の記載のない等その記載内容に不備のある備品が相当数見受けられた。このことは、他にも主要備品に該当する備品があるのではないかと懸念される。主要備品の取扱いについては、次のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
第156条関係通知
取得価額又は評価額の不明な物品については、当該物品を新規に購入する場合の価額により判定し・・・以下略

さらに、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックの特殊な管理を要する物品の取扱手続には「主要備品については、主要備品台帳に基づき、通常の備品よりもう一層の厳正な管理を行うこと」とされている。
したがって、当該対象備品を主要備品に登録するとともに、他の備品の価格を判定したうえで主要備品原簿、備品原簿を整備し、適正な管理を行うことが必要である。

② 備品の実地棚卸について (指摘事項)

酪農試験場に保存されている備品一覧表より一部を抽出して現物確認を行ったところ、以下の備品が既に廃棄されていた。

酪農試験場

酪農試験場

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
97001406	2-1-1	メゾンNEC 5200 ｷﾞﾌﾞﾙ 98	1	H9.4.1	記載なし	記載なし
97001407	2-1-1	メゾンNEC 5200 ｷﾞﾌﾞﾙ 05	1	H9.4.1	記載なし	記載なし

備品の実地棚卸については、以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
第151条関係通知
備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びかい長は毎年7月31日を基準日として別に示す方法により帳簿に登載されているものと現物を照合し、9月30日までに本庁においては出納局管理課長の職にある物品出納員、かみにおいて物品出納員等に報告すること。

しかし、酪農試験場内での上記の過程で行われる備品の実地棚卸は、主要備品のみにとどまっております。他の備品の実地棚卸は行われていなかった。
備品の実地棚卸は、資産管理を有効に行ううえで必要不可欠なものであり、確認された不用品については所定の手続きに則って処理すべきであるから、早期に実地棚卸を行い適正に管理することが必要である。

③ 備品表示シールの不適切な処理について (指摘事項)

酪農試験場内において備品の現物確認を行ったところ、各備品に貼付するとされている備品表示シールの状況について、以下の問題点が挙げられる。

- i. 分類番号のみで物品番号が表示されていない・・・主に物品管理システム導入前に購入した物品
- ii. 分類番号が間違っている・・・会議室長机
- iii. 備品表示シールが貼られていない・・・多数の備品に貼られていない

備品の表示については、下記のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
第162条
備品には、すべて所属名及び品名を金属札、紙札、焼印、彫刻その他便宜な方法で表示しなければならない。ただし、品質又は形体により表示することができないものは、この限りでない。

また、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックの備品の表示に「物品管理システムから備品表示シールを打出し各備品に貼付すること。」とされている。しかし、下記の備品は、物品管理システムが稼働した平成11年以降の購入であり、しかも、主要備品にもかかわらず備品表示シールの貼付がなかった。

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
7003124	5-4-21	植物ｷﾞｷﾞﾝﾊﾞｰｼﾞ	1	H19.11.29	2,016,000	酪農試験所
6483	5-4-2	CN分析装置	1	H13.2.6	3,906,000	実験室1
2004060	4-6-3	超低温ﾌﾞﾘｰｼﾞｰ	1	H14.12.11	2,415,000	実験室1

今回の備品の現物確認では、上記のとおり、相当数の備品に備品表示シールが貼付されていないため、突合するのにメーカー名、品名等で推測するしか手立てがなく、備品の特定に時間がかかる或いは特定できない備品もあった。山梨県物品管理・調達事務ガイドブックの区分別物品管理の手続のなかに「物品管理システムの開発に伴って、備品について固有の番号を備品に表示する形で付番することになった。この番号システムに入力すれば過去の履歴等あらゆる情報が追跡できる」とあるが、備品が特定できなければその意義も薄くなると思料する。なお、物品管理システムより備品表示シールが打出しできるにもかかわらず、その手続きを怠っているのは非常に問題である。

備品表示シールは、備品とその使用場所を特定し、帳簿と現物との突合及び管理をするためであるが、この状況は備品の現物確認に支障をきたすので、早期に備品表示シールの貼付を実施することが必要である。

④ 備品一覧表の異残について (指摘事項)

酪農試験場の動物出納簿は指定の様式に従い記録されている。動物は、物品管理システムの動物管理簿に登録して管理するとされており、その数量は備品一覧表に記載されているが、下記のとおり両者に差異が生じている。

記載数量 (H22.9.30現在)

備品分類番号	種別	動物出納簿	備品一覧表	差異
30-1-1	牛・黒毛和種 (雄)	1頭	0頭	1頭
30-1-2	牛・黒毛和種 (雌)	14頭	12頭	2頭
30-1-4	牛・ホルスタイン種 (雌)	61頭	56頭	5頭

確認したところ備品一覧表記載の数量に誤りがあったので原因を確認したところ、生産物として牛が生まれた時に備品一覧表への入力忘れがあったことなので、備品一覧表記載の数量を動物出納簿の数量に早期に修正することが必要である。

⑤ 備品の計数管理について (意見)

酪農試験場の備品一覧表によると、OAチェアー及び折りたたみ椅子が1台ごと物品番号を持ちそれぞれ下記のとおり記載されている。また、その数量は、当該物品番号によるとOAチェアーが15台、折りたたみ椅子が101台を所持していると推定される。しかし、現物に備品表示シールの貼付はなく、1台ごとを個別に管理しているという状況にはない。

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
40312048～	1-3-7	OAチェアー	—	記載なし	記載なし	事務室 小会議室
40312062						
40312063～	1-3-8	折りたたみ椅子	—	記載なし	記載なし	会議室
40312163						

山梨県物品管理・調達事務カイブツックの区分別管理の手続において、以下のとおり規定されている。

「通常管理物品と計数管理物品」 物品管理システムの開発に伴って、備品について固有の番号を備品に表示する形で付番することになった。・・・(中略)しかし、事務処理の負担を勘案すると付番する必要がないものもあり、その所属にその備品がいくつあるかのみで管理する(計数管理)方法をとれるものもある。 計数管理の考え方として、 ① 形状が確定しており、1品1品に規格を表示して管理することが意味少ないもの 例：職員用机、椅子、高校等学校生徒用机、椅子

当該規定に基づくと、上記の備品は計数管理をとれるものと解されるので、再度対象備品の台数を数え直し、計数管理していくことも検討すべきものと思われる。

⑥ 薬品在庫について (意見)

酪農試験場においては、試験研究用の薬品としてエチレングリコール等や動物へ投与する薬品としてアゼントリンR等、また、劇薬として硫酸等、毒薬としてメルカプト

エタノール等を保管している。薬品の管理状況について薬品庫を視察した。

薬品が保管してある棚の鍵については施錠してあることを確認した。しかし、薬品の在庫リスト、受払簿については作成していないとのことであった。担当者より、薬品の中には危険性の高いものもあるのではないかと説明を受けたが、在庫リストや受払簿の存在しない今の状況では仮に薬品の盗難、紛失があったとしてもそれを即時発見することは困難であると思われる。

「毒物及び劇物取締法」第11条においては「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難に会い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならぬ」とされている。取り扱っている薬品の中には毒物や劇物に該当するか否かにかかわらず、危険性の高い薬品も含まれていると思われるため、薬品等の管理については内部管理要綱の作成、在庫リスト、受払簿の作成、棚卸調査の実施等が早急に求められる。また、長期間使用せずに放置されたままになっている薬品については、その使用期限及び今後の使用可能性について考慮した上で、適宜廃棄処分等の処置を講じる必要があると判断される。

⑦ 公有財産について (意見)

i. 工事名：受精卵処理室 冷暖房設備工事

科目：(細事業) 施設等整備費 (節) 工事請負費

工事完了日：平成21年6月30日

金額：441,000円

請負先：T社

(工事理由)

温暖化の影響による夏季最高気温の上昇、建物の屋根の断熱材劣化の進行などにより、室温の上昇は著しくなり、受精卵の死滅、精密備品への影響等支障がでているため。

ii. 工事名：本館実験室 エアコン取替工事

科目：(細事業) 小新営 維持管理費 (節) 需用費 (細節) 施設等の修繕料

工事完了日：平成22年1月20日

金額：189,000円

請負先：K社

(工事理由)

飼料分析では、0.1mg 単位までサンプルを正確に秤量する必要があるが、そのため使用する精密天秤は温度や湿度に影響する。既存のエアコンの室外機の基盤の老朽化による作動不良により運転不能となったが、室外機はすでに製造中止であり、交換部品の在庫もなく修理不能のため。

酪農試験場

酪農試験場

iii. 工事名：場内作業用通路舗装工事
 科目：(細事業) 小新宮 維持管理費 (節) 工事請負費 (細節) 施設等の修繕料
 工事完了日：平成22年1月21日
 金額：1,491,000円
 請負先：K社
 (工事理由)
 場内の作業通路のうち堆肥舎周囲の道路に傾斜道もあり、雨が降るとぬかるんでしまい作業に影響があるため。

山梨県公有財産事務取扱規則第43条によると「公有財産台帳に登録すべき公有財産の区分、種目、数量及び単位は、付表1の定めるところによる。」とあり、附表第1の公有財産区分種目表によると、各々の工事は下記の区分に該当すると思料される。したがって、状況を確認のうえ公有財産台帳に載せるべきであると考ええる。

工事名	区分	種目	数量・単位	摘要
冷暖房設備工事	建物	事務所建	441千円	従物の新設(冷暖房装置)
エアコン取替工事	建物	事務所建	—	建物注記欄に記載
場内作業用通路舗装工事	工作物	舗床	1箇 1,491千円	新設(アスファルト舗装)

また、工事完成による物品の振替として、以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
 第150条
 出納通知者は、財産の取得に関する工事等が完成した場合において、その財産のうち物品として処理すべきものがあるときは、直ちに物品振替通知書により物品出納員等に通知しなければならない。

上記の冷暖房設備及びエアコンは、現物を見る限り、備品としての適用も可能と思うので規定に従い物品への振替も検討の余地があると考ええる。
 管財課によると、公有財産台帳は、各所属から提出される「公有財産移動報告

書」に基づき、更新、整備されるため、山梨県公有財産事務取扱規則において公有財産の増減又は移動があった場合には、速やかに「公有財産移動報告書」を提出すよう定めているという。つまり、上記のような工事関連は、酪農試験場内において公有財産の増加となるか吟味したうえで「公有財産移動報告書」を提出し、管財課において台帳に登録することとなる。しかし、本件については、その処理を失念していったため台帳より洩れたといえる。
 したがって、上記の資産をどの台帳に登録するかを確認し、速やかに「公有財産移動報告書」を管財課に提出し、適正に台帳を整備することが必要である。

⑧ 物品棄却について(指摘事項)

酪農試験場は、平成21年3月26日における下記物品の棄却にあたりまず「物品返納書」を物品出納員へ提出している。その後「物品棄却調書」を作成・決裁を受け、物品調達管理システムにおいて物品の棄却を完了した。しかし、現物は廃棄されずにまだ酪農試験場に現存している。

物品番号 分類番号	品名	数量	取得額	取得年月日
40312440 07-01-11	カッターインゾグミル	1	記載なし	記載なし
83300048 05-04-01	赤外線分光分析装置	1	10,660,000円	S59.1.30
87300198 05-99-20	近赤外分析用液体測定装置	1	1,900,000円	S63.3.26
9700818 02-01-03	ｲﾝﾌﾗﾗｯｼﾞﾝｸﾞ-ｳｲﾝｸﾞﾘﾌﾄｲﾝﾌｪｰｼﾞｮｰﾄﾞ	1	1,538,670円	H10.2.27

そもそもこれらの棄却の処理は、山梨県物品管理・調達事務ガイドブック記載の下表に示す「不用品棄却の流れ」に従うこととなっている。そして、「物品棄却調書」の決裁により、上記物品は、財務規則に規定されている正規の帳簿である酪農試験場の「備品原簿」からは差帳となるが、管理補助簿の役割を果たしている備品一覧表においては過去からの履歴を残すため、下表のとおり「物品種別」「処理中」「書類種類」の欄がそれぞれ「貯蔵品」「削除済」「処分」と表記され、現存物品の「現物品」と区別されている。

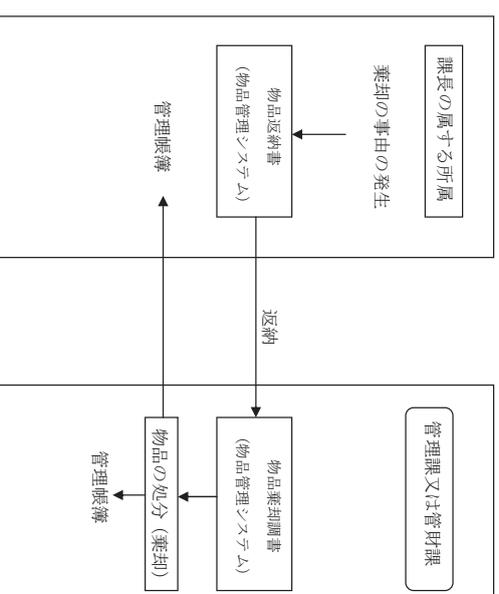
酪農試験場

物品種別	物品番号	分類番号	品名	処理中	書類種別
貯蔵品	40312440	7-1-11	カッティングミル	削除済	処分
現用品	40312441	7-1-11	マウントカッター		
現用品	83300052	7-1-11	粉砕機		
貯蔵品	83300048	5-4-1	赤外線分光 分析装置	削除済	処分
貯蔵品	87300198	5-99-20	近赤外分析用 液体測定装置	削除済	処分
貯蔵品	97000818	2-1-3	ワフワフ専用 ワケエポード*	削除済	処分

管理課によると、備品一覧表での「削除済」は「備品原簿上の落帳処理が終了」したことであり、「処分」は「システム上での決裁が終了」したことである。物品の棄却については「帳票における落帳処理」のみならず、「物品それぞれ自体の廃棄処理」が必要となる。上記物品は新規購入物品の入替えにともない使用されなくなった物品であり、酪農試験場内においては廃棄処理がされておらず現存している。山梨県物品管理・調達管理ガイドブックによると、「物品棄却調書の決裁後、物品を棄却する」とされているので、上記物品を廃棄するか、あるいは早期に廃棄できなければ「処分」の表示を元に戻す等状況に応じて適正に処理することが必要である。

酪農試験場

不用品棄却の流れ（本庁）（下線は監査人の追記）



※かみにおいて、「管理課又は管財課」の箇所を「物品出納員」と読み替える

⑨ 生産物、動物の実地棚卸しについて（意見）

生産物の管理については、生産後、生産物報告簿に記載の上試験研究用の動物資産として扱うか、売却用の生産物として扱うか検討の後、動物出納簿（ホルスタイン、黒毛和牛、F1・試験牛）又は生産物出納簿（牛（子牛）、受精卵（ホルスタイン、黒毛和牛）、堆肥、牧草）へ転記し、受け払い管理を行っているため、残高の把握も出納簿上において比較的容易に行っていることである。しかし、特定の日を定めて全ての動物、生産物の実地棚卸しを行うことはなく、制度として実地棚卸を行っているといえない。試験研究対象としての確認にとどまらず、実地棚卸を実施し、在庫の実在性及びその資産価値についての検討等を行うといった実地棚卸の制度を導入すべきである。

共通事項

11. その他の意見、参考資料

(1) 各試験研究機関の一人当たりコストの状況について(参考資料)
各試験研究機関における平成21年度の財務の状況について、一般会計の職員一人当たりコスト、研究員一人当たりコスト、県民一人当たりコストは以下のとおりである。

(金額単位：千円、但し県民一人当たりコストは円)

科目	総合理工学研究機構	環境科学研究所	森林総合研究所	山梨県工業技術センター	山梨県富士工業技術センター	水産技術センター	総合農業技術センター	果樹試験場	畜産試験場	酪農試験場	合計
収入											
使用料及び手数料	-	27	261	18,311	2,269	24	71	54	531	129	21,681
国庫支出金	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	500
財産収入	-	-	388	1,672	-	27,376	2,633	3,689	21,733	40,998	98,492
諸収入	21	869	4,696	7,114	1,944	89	1,737	3,049	152	114	19,788
収入小計	21	1,397	5,346	27,099	4,213	27,490	4,442	6,793	22,417	41,242	140,463
本庁分											
使用料及び手数料	-	-	-	18,311	1,889	-	-	-	-	-	20,201
補助金	-	-	2,340	86,728	48,843	-	-	-	-	-	139,472
委託料	-	-	500	-	-	-	4,389	10,874	-	18,990	38,923
雑入金	-	-	-	3,308	-	-	-	-	-	-	3,308
雑入	-	-	-	4,200	8,137	-	-	-	-	-	12,337
本庁分小計	-	-	-	112,549	58,870	-	4,389	10,874	-	-	214,243
収入合計	21	4,237	11,076	139,648	63,084	27,490	8,831	17,667	22,417	60,232	354,706
支出											
総務費	120	210,883	2,181	27,168	3,955	1,149	6,721	2,373	6,716	1,779	263,048
労働費	-	-	-	518	-	492	-	-	645	434	2,089
農林水産業費	-	-	139,508	-	-	61,811	156,746	117,659	101,799	103,002	680,527
商工費	10,224	12,518	788	429,388	111,024	696	4,616	2,419	822	180	572,678
支出小計	10,344	223,401	142,478	457,074	114,979	64,148	168,084	122,452	109,983	105,395	1,518,344
本庁負担分											
給料	26,159	84,071	142,513	217,322	71,675	56,837	198,042	177,422	61,984	69,550	1,105,585
職員手当等	17,034	51,043	69,331	121,760	45,437	34,809	119,962	105,639	38,249	43,121	646,391
共済費	9,080	16,051	21,520	52,366	17,527	18,901	65,498	58,678	20,627	23,266	303,519
本庁負担分小計	52,274	151,167	233,371	391,449	134,641	110,549	383,502	341,740	120,861	135,939	2,055,496
支出合計	62,619	374,568	375,849	848,523	249,621	174,698	551,587	464,192	230,844	241,334	3,573,841
収入合計-支出合計(a)	△62,597	△370,331	△364,772	△708,875	△186,537	△147,208	△542,756	△446,525	△208,427	△181,101	△3,219,134
職員数(b)	7人	47人	38人	65人	22人	21人	77人	55人	28人	28人	388人
研究員数(c)	3人	33人	35人	48人	14人	19人	71人	53人	25人	26人	327人
県人口(d)	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人
職員一人当たりコスト(a)/(b)	△8,942	△7,879	△9,599	△10,905	△8,478	△7,009	△7,048	△8,118	△7,443	△6,467	△8,296
研究員一人当たりコスト(a)/(c)	△20,865	△11,222	△10,422	△14,768	△13,324	△7,747	△7,644	△8,425	△8,337	△6,965	△9,844
県民一人当たりコスト(a)/(d)	△72円	△428円	△422円	△820円	△216円	△170円	△628円	△516円	△241円	△209円	△3,723円

(出典：収入状況表、支出状況表(かい用)、本庁作成資料、各試験研究機関作成資料を加工。県人口は、山梨県常住人口調査結果より(平成22年4月1日時点。))

※研究員数(c)は、職員数(b)から事務職員を除いた人数

共通事項

上記の一覧表は今回監査の対象となった各試験研究機関における平成21年度の収入状況表、支出状況表(かい用)を基に、本庁で収入として扱われた収入項目及び同じく本庁で支出として扱われた正規職員に係る人件費を各試験研究機関の収入及び支出に加算し、各試験研究機関に係る収支ベースでの純コスト(収入合計-支出合計)を算出するために作成した資料である。また、当該純コストを各試験研究機関の職員数、研究員数及び県人口で除することにより、職員一人当たりコスト、研究員一人当たりコスト及び県民一人当たりコストとして各試験研究機関別に試算を行った。

上記の表から各試験研究機関における平成21年度の職員一人当たりコストは650万円～1090万円、研究員一人当たりコストは700万円～2090万円、県民一人当たりコストは72円～820円の範囲で試算されている。あくまでも単一年度のしかも収支ベースでの純コストを算出し比較しているものであり、この数値から各試験研究機関の絶対的な傾向や内容の分析が可能なものではなく、また、各試験研究機関において行われている試験研究の課題・内容は様々であり一概に比較することは困難なものと史料されるが、あえて比較分析を試みると当該資料を基に以下のような傾向が読み取れる。

- ① 総合理工学研究機関については各試験研究機関の総合調整的な機能を有していることから、職員数、研究員数が少なく、職員一人当たりコスト、研究員一人当たりコストが多額となっている。一方、予算規模が少ないことから、県民一人当たりコストは少額となっている。
- ② 山梨県工業技術センターは研究用の機械・設備の購入等多額の資本的支出を伴うこと、また、予算規模も多いことから、いずれの一人当たりコストも多額となっている。
- ③ 酪農試験場は予算規模に比べて収入が多いことから、職員一人当たりコスト、研究員一人当たりコストが少額となっている。

基本的には各試験研究機関の収支に係らず企業会計的な思考を導入した『行政コスト計算書』を用いて、複数年度の推移、業務内容を勘案した上での他の試験研究機関との比較分析、他県の同様な試験研究機関との比較分析等を行うことで、より詳細な検討が可能なものと思われる。また、このようなコスト分析にとどまらず、各試験研究機関の行っている行政サービスと比較検討することにより、費用対効果の観点からコスト意識や効率性の改善に資するものと思われる。

(2) 試験研究課題の評価について(参考資料)

山梨県富士工業技術センター、総合農業技術センター及び果樹試験場が実施する試験研究課題については、「山梨県富士工業技術センター評価実施要領」及び「山梨県農

共通事項

政部試験研究機関評価実施要領」に従い、課題評価が行われている。課題評価は、外部の評価委員に試験・研究の課題や研究成果に対する評価をしてもらい、関係業界の技術高度化や新製品開発への貢献、および試験研究活動の活性化や効率化を図ることを目的としている。

課題評価は事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価の4種類実施されており、各評価の内容は以下の通りである。

<課題評価の内容>

① 山梨県富士工業技術センター

種類	内容
事前評価	調査・研究課題の選定時に、センターの研究方針との整合性、研究方法の確性、技術的可能性、社会的必要性、産業界へのニーズへの対応などを踏まえ、試験・研究に着手することへの適切性・妥当性について評価を行う。
中間評価	2年以上の期間にわたる試験・研究課題について、一定期間経過後に、進捗状況や社会的諸情勢の変化などの観点から、当該試験・研究の見直し、継続などについて評価を実施する。
事後評価	試験・研究終了後、研究目的の達成度や成果について評価を実施するとともに、今後の試験・研究活動に生かすため、試験・研究課題の選定の妥当性や成功した要因などについて検討を行う。
追跡評価	試験・研究終了から一定期間経過後、成果の普及・活動状況などについて評価を実施し、今後の試験・研究活動に反映させる。 (出典：山梨県富士工業技術センター評価実施要領)

⑤ 総合農業技術センター及び果樹試験場

種類	内容
事前評価	新規に実施しようとする課題について、新規性、研究方法の確性、技術的可能性、社会的必要性、農業者のニーズ等を踏まえ、研究課題設定の適否の評価を行う。
中間評価	5年以上の期間にわたる調査・研究課題について、研究の進捗状況、見直しの必要性等の評価を行う。
事後評価	調査・研究終了後、研究成果の意義、波及効果等総合的な評価を行う。
追跡評価	事後評価の結果、一定期間経過後に再度評価する必要があると判断された課題について、成果の普及・活用状況などについて評価を行う。 (出典：山梨県農政部試験研究機関評価実施要領)

(3) 試験研究課題の選定について(意見)

総合農業技術センター及び果樹試験場の試験研究課題は、大きく、JAなどの関連団体等からの要請に基づき要請課題と、総合農業技術センター及び果樹試験場の研究員によって提案された課題に分けられる。テーマ選定は、緊急性や要望度合いの大きさから、総合農業技術センター及び果樹試験場内で事前に絞り込みが行われる。絞り込まれたテーマは、評価委員会による評価を受け、試験研究推進会議で承認されれば、試験研究課題として正式に決定されることになる。

共通事項

共通事項

要請課題は、本庁農業技術課から各農政部試験研究機関に対して一覧表の形式で提示される。総合農業技術センター及び果樹試験場では、要請課題のそれぞれに対して緊急性、重要度を勘案してランク付けを行い、農業技術課に回答する。ランクは以下の通りである。

＜要請課題に対するランク付け＞	
ランク	意味
A-1	翌年度新規に実施予定
A-2	再来年度課題化を予定
A-3	今後、課題化を予定
B	当年度継続して実施予定
C	現地調査等で対応
D	既存のデータで対応
E	課題化困難

要請課題に対するランク付けの結果、A-1にランクされた研究テーマについては、翌年度において原則として試験研究課題として採用されている。

将来的に課題化を検討するとされ、A-2、A-3にランクされた研究テーマについては、その翌年度以降の試験研究課題のテーマ選定において、継続的に検討される必要がある。

しかしながら、現状、A-2、A-3にランクされた研究テーマについて、継続的にランク付けされる仕組みは構築されていない。継続的にランク付けを行う仕組みを構築するとともに、その結果として、CやDのランクに変更された場合には、その記録を残しておくことが望まれる。

(4) 試験研究課題ごとの原価計算について (意見)

民主党の実施した事業仕分けにより、県民の試験研究課題に対する費用対効果への意識は高まっているものと推測される。効果の測定は非常に困難であるが、県民への説明責任の観点からは、試験研究課題ごとの原価管理は少なくとも実施されるべき事項であると考えられる。

① 試験研究課題ごとの原価計算の実施について

現在、環境科学研究所、総合農業技術センター、果樹試験場及び酪農試験場において、試験研究課題ごとの直接経費を集計した一覧表の作成など、日常的な原価管理は行われていない。

上記各試験研究機関において、特定の試験研究課題に関する経費が予算を上回っていないかどうかについては、当該試験研究課題に係る支出負担行為同を集計することで確認されている。試験研究課題ごとの直接経費の集計一覧表を日常的に作成・更新することで、当該確認を容易に行うことを可能にするとともに、試験研究課題間で予算を流用する場合にも、予算が余っている試験研究課題を容易に把握す

ることを可能にする。よって、上記各試験研究機関において、試験研究課題ごとの直接経費の集計一覧表の日常的な作成・更新を実施することが望まれる。

② 試験研究課題ごとの時間管理の実施について

試験研究課題に携わっている常勤研究者の時間管理が実施されていない。試験研究課題の原価として把握すべき費用には、直接経費だけでなく、直接人件費、すなわち試験研究課題に従事した時間に応じて計算された常勤研究者に対する給与等も含まれる必要がある。

現在、常勤研究者の時間管理が行われていないことから、試験研究課題ごとの時間管理を行い、各試験研究課題への人件費への配賦を実施可能とする体制を構築することが望まれる。

(5) 職員人事評価制度について (意見)

各試験研究機関においては、県の方針に基づき、管理職は管理職人事評価制度を、一般職員は一般職員人材育成制度試行を行っており、評価期間はいずれも4月から3月までの1年間としている。

県が作成している人事評価制度に関する資料によると、評価は、業績評価と能力評価の2種類の方法で行われている。

業績評価は、一年間の仕事の成果を「目標による管理」の手法で評価するものであり、目標達成の状況によって、良い年もあれば悪い年もあるという性格のものである。管理職については、組織目標の達成にどのくらい貢献したかという観点で評価を行い、一般職員については、担当業務とチャレンジ目標の達成度とプロセスを総合的に評価するものとされている。

能力評価は、管理職、一般職員ともに、能力評価シートに示された具体的な行動が職務遂行の中でどの程度みられたかという客観的事実に基づき行うものとなっている。

管理職に対しては、能力評価結果が1月1日付昇給の昇給号数決定に、業績評価結果については、次年度の勤労手当の成績率の決定に反映される仕組みとなっている。しかしながら、一般職員の人事評価ははまだ試行段階であり、管理職で行われているような昇給や昇進、勤労手当の支給率等への反映するかたちでは本格導入されていない。

人事評価制度導入の狙いは、職員の能力や業務等を適正に評価し、それをフィードバックすることにより、結果として組織力の向上に繋げることにある。しかしながら、評価結果を仮にフィードバックしているとしても、各年度の評価結果が給与等に反映されないのであれば、職員の仕事に対するモチベーション等を向上させることは難しく、人事評価制度導入のねらいが完全に達成されることは難しい。

共通事項

一般職員の評価結果を給与等に反映し、職員のモチベーションを高め、仕事に対する取組姿勢や仕事の能率が改善されるよう、管理職と同様に、人事評価制度を本格導入することが必要であると考えられる。

(6) 短期臨時職員との雇用契約について (指摘事項)

短期臨時職員の任用に関しては、以下のとおり規定されている。

「山梨県臨時職員取扱要綱」
第2条の3第2項
短期間臨時職員を任用する場合、所属長は任用予定者から履歴書を提出させるものとする

複数の試験研究機関で、短期臨時職員の採用等に当たっては上記の規定に従い、募集から面接、雇用契約、賃金の支払まで試験研究機関単独で行うこととなっていると説明を受けた。各試験研究機関と臨時短期間職員との雇用契約においては、賃金や勤務時間等の労働条件については面接時に口頭で確認をするのみであり、それについての合意文書等の作成は行っていないのが現状とのことであるが、労働契約の締結については以下のとおり労働基準法に定められている。

「労働基準法」(下線は、監査人)
第15条第1項
使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

また、同条の厚生労働省施行規則は以下のとおり定められている。

「労働基準法施行規則」(下線は、監査人)
第5条第1項
使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第4号の2から第11号までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

共通事項

- 1 労働契約の期間に関する事項
 - 1の2 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
 - 2 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
 - 3 賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
 - 4 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
 - 4の2 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
 - 5 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及び第八号各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項
 - 6 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
 - 7 安全及び衛生に関する事項
 - 8 職業訓練に関する事項
 - 9 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
 - 10 表彰及び制裁に関する事項
 - 11 休職に関する事項
- 第5条第2項
法第十五条第一項 後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)とする。
- 第5条第3項
法第十五条第一項 後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。

上記の規定から判断すると、そもそも労働契約の締結に当たっては、所定の事項について、書面での交付が法律上義務付けられており、短期臨時職員の採用手続については、人事課等、県庁の然るべき部課において各試験研究機関の現状を確認し、早急に改善を進めることが必要であると言える。
また、臨時短期職員の労働内容は、諸資料から見ても、肉体労働、もしくはそれに準ずる労働内容であることが伺える。臨時短期職員も労災に加入しているとの事であるが、そのような現状を勘案すると、例えば作業中に、生命にかかわるような重大な事故が発生した場合の対処や、臨時短期職員が公用財産である試験場の設備等に損害を与えた場

共通事項

合の対応などについても、上記の法定記載事項に限らず、雇用前に契約書等において明確に定めることも今後検討する余地はあると思われる。

(7) 機関評価の実施について (意見)

各試験研究機関の「評価実施要領」第2条において、試験研究課題に関する課題評価だけでなく、試験研究機関の機関運営全般の評価（以下「機関評価」という。）についても実施すべき旨定められている。具体的には、組織管理、事業内容及び予算配分、施設の整備状況、研究事業の成果、普及啓発活動を対象に行われ、評価結果を運営の改善に適切に反映させることが予定されている。

機関評価実施の規定については、附則において、試験研究機関の長が別に定める日から施行する旨の定めがある。そのため、現在、試験研究機関において機関評価は実施されておらず、また、評価実施の見込みもない状況となっている。

機関評価の実施により、試験研究機関の運営面において、より効率的な運営を可能とすることが期待されることから、できるだけ速やかに機関評価を実施することが望まれる。

(8) 山梨県工業技術センターと山梨県富士工業技術センターとの統合について (意見)

現在、山梨県試験研究機関において、工業を試験研究課題のメインに掲げている機関は、山梨県工業技術センターと山梨県富士工業技術センターの2機関ある。

山梨県工業技術センターと山梨県富士工業技術センターを比較すると次のとおりとなる。

＜山梨県工業技術センターと山梨県富士工業技術センターの比較＞

対象分野	山梨県工業技術センター	山梨県富士工業技術センター
・食品酒類、バイオ		・繊維（製品開発・技術支援）
・研磨 宝飾		・機械電子（機械電子・素材）
・ニット縫製 木工		
・電子応用技術		
・工業材料		
・化学、環境		
・システム開発		
・高度技術開発		
・デジタル技術		
・ワインセンター		
支出額 (H21年度)	457,074,485 円	114,979,751 円
使用料及び手数料	18,311,828 円	2,289,010 円
収入額 (H21年度)		
研究職・技労働等人員数	61名	19名
行政職人員数	4名	3名
平成21年度研究テーマ数	32テーマ	13テーマ

(出典：定例監査資料等)

共通事項

現在、山梨県富士工業技術センターでは、繊維と機械電子の2分野が柱となっている。しかしながら、山梨県工業技術センターにおいても繊維部門の一部であるニット縫製や電子応用技術に関する研究・技術支援等が行われている。

また、収入金額、支出金額、研究職等人員数、研究テーマ数など、あらゆる面で富士工業技術センターは工業技術センターと比較して著しく規模が小さい一方で、行政職の人員数は両機関とも大きな差がない状況になっている。

研究・技術支援等の面で、山梨県富士工業技術センターは、山梨県工業技術センターと重複する部分大きいと考えられる。県民と知事との対話である「県政ひざめ談義」では、山梨県富士工業技術センターの拡充という要望が出たりするようであるが、管理部門（行政職）の人員削減効果を考えると、山梨県富士工業技術センターを山梨県工業技術センターと統合することは十分検討するに値する課題であると考えられる。

(9) 畜産試験場と酪農試験場との統合について (意見)

現状、山梨県においては、牛・羊といった大家畜については酪農試験場、豚・鶏といった中小家畜については畜産試験場において改良増殖や試験研究を行っている。

また、これとは別に、八ヶ岳牧場は、農家が有する家畜（乳用牛と肉用牛）を委託管理するとともに、肉用牛（黒毛和種）の改良増殖に係る試験研究の一部として、「優良繁殖雌牛の作出」と「受精卵移植」の実施を担っている。

一方で、他県の事例を見ても、大家畜と中小家畜について一つの試験場で改良増殖や試験研究を行っており、また、八ヶ岳牧場のような家畜の放牧や県内の農業協同組合への売却についても、同一の試験場で行っている例がある（大家畜・中小家畜一体の試験場：21県、大家畜・中小家畜分離の試験場：26県）。

確かに、両者を分散した方が研究活動の意義があるという当初設立時からの経緯があり、また、これらの試験場の統合には膨大なコストがかかり、特に移設については、近隣住民の理解は得られないとの意見もあるところではあるが、一般的には分散化により、特に事務管理コストについては多くかかってしまう可能性がある点は否めないところである。

現状使用されている施設の移設ということではなく、特に管理部門（事務職員）の見直し等を考えると、酪農試験場と畜産試験場とを統合し、現在の施設のいずれかを統合試験場の支場とすることは十分検討に値する課題であると考えられる。

また、八ヶ岳牧場についても、現在指定管理者の管理下にあるということと難しい面もあるが、同様の対応を検討されることが望まれる。

(10) 不要な薬品の処分について (意見)

複数の試験研究機関において、使用期限が過ぎている等により使用する見込みのない薬品が、廃棄等の処置が講じられないまま保管されている状況が散見された。薬品という物品の性質上、その保管に対するリスクやコストは常に検討されるべきであり、不要な薬品については速やかにかつ適切に処分等がなされることが望まれるが、「薬品の処分に係るコスト負担は試験研究機関の予算の枠内で実行することは難しい。」という意見が現場の研究員等から挙げられた。

不要な薬品の処分は一箇所にまとめて、一括して行うことにより、処分に係るコストの節減が可能となるのではないかと思われる。複数の試験研究機関において、相当過去に購入したと思われる不要な薬品が相当数保管されている現状から判断すると、不要な薬品の処分については県庁の然るべき部課において、取りまとめて行われることが望ましいと考える。

(11) 保守業務等の随意契約における契約準備行為の検討について (意見)

機器等の保守点検業務は、当該機器等の専門知識・ノウハウを有し、各機器の修繕等に要する専用部品を常備し供給でき速やかな応急対応が可能であることから、製造業者、メーカー系保守管理業者または独占的代理業者と一社随意契約を締結する例がある。保守点検業務は毎年度継続的に行う業務であり、その用途の給付は年度当初から行われることから、支出負担行為同いの起案日、同決済日、業者の見積書の見積日及び保守契約日が全て4月1日であるケースが見受けられる。上記保守点検業務のような単独随意契約において、予算の執行は積算資料を基に委託料の積算を行い、支出負担行為同いの起案・決裁を受け、予定価格調書を作成（予定価格決定）し、以上の内部作業を基に業者から見積書を徴取し、委託契約先との保守契約を行うことが一般的である。これらの契約の一連の流れ（起案・決裁・契約行為等）がすべて同日において行われることは極めて不自然と思われる。

毎年度継続的に行う経費で、庁舎警備、庁舎清掃、車両運行等会計年度開始後直ちに給付を受ける必要がある契約のうち、入札の執行及び見積合わせのための見積書の徴取を行うことが必要な業務については、前記「年度開始前の契約準備行為について（通知）」（平成12年3月14日出管第3-16号出納局管理課長通知）によって契約準備行為を行うことが可能である。機器等の保守点検業務のうち一社随意契約を締結するような内容の業務についても、当該通知と同様に契約準備行為を行うことができるようにすることにより上記の不自然な予算の執行を回避することが可能になるものと思われる。

(12) 領収書の連番管理について (意見)

現在、領収書については、1冊50枚綴り複写式の領収書を使用している。この領収書は1冊の中では連番となっているが、すべての領収証綴り（現金領収簿）が全く同一のものとなっており（各綴り1から50まで同じもの）、厳密に連番管理が行われていない。現状では発行された領収書と保管されている領収書の控えとの照合が容易に行い得ない状況にある。また、領収証綴りについても使用の都度№.1からナンバーが付与された現金領収書原簿が貼付されているが、領収証綴りの管理面からも既定の連番が印字された領収証綴りを用意すべきと思われる。

すでに、多数の領収証綴りを作成してしまっているため、コスト面から新たに作り直すことまでを強制するものではないが、何らかの方法によって領収書及び領収証綴りの厳密な意味での連番管理を行う必要があると思われる。尚、現金領収簿自体の受払管理及び連番管理は規定されている。

共通事項

共通事項

第四 試験研究機関のあり方に対する一考察

1. 地方独立行政法人化について

現在、山梨県においては、11の試験研究機関が県の1組織として各活動を行っているところであるが、以下の観点から、今後地方独立行政法人化を検討していくことが望まれる。

- ① 県の事前関与・統制を受けずに、各試験研究機関の運営の自主性・自立性を高め、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保することにより、より一層効果的な試験研究成果の早期具現化を図り、県内における工業・農業・林業・水産業・畜産業の一層の振興に寄与できる。
- ② 工業系と農業系・林業系・水産業系・畜産業系の試験研究機関を一つの法人に統合することにより、全分野の連携を強化し、県としての施策を一層推進できる。
- ③ 県が定める中期目標に基づき、法人自らが中期計画、年度計画を定め、自主的・自立的に業務運営活動を行うことにより、目標による管理と評価がより一層推進される。具体的には、法人が相当自由に研究組織を改編したり研究課題を設定することができるようになり、これによって効率的にプロジェクト研究を実行することが可能となる。
- ④ 予算の弾力的な執行が可能となる。現在は、款・項・目・細目・・・と細分化された予算事項毎に硬直的に執行しなければならぬところ、地方独立行政法人化後は一括して運営費交付金として予算措置がされ、法人として使途の制限がからぬため、弾力的に執行を行うことができる。
- ⑤ 法人の業務実績について、外部の有識者で構成された評価委員会が専門的な立場から定期的に評価を行うことにより、業務全般の適正な運営が推進される。
- ⑥ 地方自治制度に準拠した県の組織体制・人事制度・予算制度等から解放されることにより、法人の自主的な判断、自由裁量権を駆使することにより、弾力的かつスピーディに法人としての成果を達成することが可能となる。具体的には、中期目標達成に向けた研究課題の実行のための外部資金の獲得が容易となり、単年度の縛りもなくなるため、複数年契約等も可能となる。
- ⑦ 成果重視型の弾力的な人事制度の運用によって、業務実績に係る自己責任を明確化し、成果の達成に向けた職員の意識を高揚することが可能となる。
- ⑧ 各試験研究機関を同一の法人とすることにより、これまで各分野個々にのみ発揮されていた研究ノウハウ、人材等を分野横断的、一体的に活用することが出来、各試験研究機関が持つスキルやノウハウの向上を相乗的に実現することが期待できる。

他県に目を向けると、青森県では、平成21年4月に、農業総合研究センター、工業総合研究センター、水産総合研究センター及びふるさと食品研究センターを統合し、新たに「地

方独立行政法人青森県産業技術センター」が発足した。青森県以外では、東京都、岩手県、鳥取県といずれも工業系の公設試験研究機関が地方独立行政法人化されたケースであった。また、北海道でも、平成22年4月から、工業系・農業系・林業系・水産業系・畜産業系の22の試験研究機関が「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」として発足した。全国的にみて、地方財政が極めて厳しい状況にある中、主として人件費を含めた公設試験研究機関への支出を増加させる状況にはとてまないことから、公設試験研究機関の地方独立行政法人化という流れは、今後とも続くものと考えられる。

山梨県においては、各試験研究機関の個別の監査意見及び「(5) 職員人事評価制度について」でも述べたとおり、

- ① 試験研究課題ごとの原価計算の未実施
 - ② 職員人事評価制度を初めとした全庁一律的な人事制度の運用
 - ③ 研究職のみを対象とした「山梨県職員業績表彰制度」や人事交流・民間や大学院、国の研究機関への派遣制度の敷かない運用
- 等、県の所属機関であるが故に硬直的な制度運用となっている現状からしてみれば、今後弾力的な制度の運用を図るために、青森県や北海道を先進事例とした地方独立行政法人化について検討することは、一考の価値があるものと考えられる。

以上